

平成 26 年 10 月 14 日

平成 26 年 9 月 8 日に法務省刑事局より委託を受けて実施した死刑制度に関する世論調査についてのプリテストの結果について、以下のとおり報告いたします。

記

第 1 プリテストの目的

本年 11 月頃に予定している本件に関する本調査に向けて調査票案を確定するに当たり、従来の調査票を検討し、調査票の候補として A 票および B 票の 2 案について比較調査し、それらの妥当性を比較検討し、本調査における調査票の確定の参考となる情報を得ることを目的とする。

具体的には、第一点として、調査票の質問 Q 2 の選択肢の「どんな場合でも」という表現や「場合によっては」という表現について、回答者にとって明瞭ではない、回答において躊躇するなどの様々な意見があることを勘案して、それらを除いた場合と、従来のままの場合の回答結果を比較検討する。仮に、「どんな場合でも」、「場合によっては」という表現を削除した場合、Q 2 について、従前の調査との継続性がどの程度維持されるのか、また、「制度としての死刑制度を全面的に廃止すべきであるか否かについての国民意識の動向を把握する」という本世論調査の趣旨・目的を阻害しないか等を検討、確認する際の資料とする。

さらに、第二点として、今回の本調査において新たに追加する質問として想定する「終身刑」に関する Q 4 について、質問文、選択肢、回答者への提示資料の表現が、回答者にとって十分理解されるものになっているかを検証確認する。

第 2 プリテストの経緯

本件に関する過去の調査において、平成 6 年および 11 年の 2 度にわたり、当該年度の本調査に先立ち、プリテストによる検討が行われている。今回も、同様の面接調査方法によるプリテストを遂行することとした。

統計的標本抽出法に関しては、前 2 回の方法を参考にして、また今回は調査票 A と B との比較調査実験であることを勘案して、人口比例の統計的無作為抽出により東京 23 区から 12 地点を抽出して、各地点においては 12 名の回答者を性別・年齢層別（10 歳刻み）の割り当て法により抽出し、その 12 名は A と B で 6 名ずつとするスプリット・ハーフ方式とした（資料①）

の割り当て表を参照)。面接調査は、9月25日(木)から28日(日)において遂行された。短期間のため、一部割り当て表どおりに回答者が得られず、割り当て表のセルにおいて1、2名ほどだが、わずかながらずれた有効回答となったと報告されたが、本件に関する過去の長期の調査結果で、回答分布の傾向に性別や年齢層等の属性間の差違があまり大きくはないことを勘案すると、これは大勢を左右することはないと推察される(詳細は調査会社による報告の資料①参照)。調査にかかった時間は、各回答者において平均6～7分程度と報告されている。

比較する調査票AとBの表現に関しては、法務省で開催された面談の検討会及びその後のメールでの同時連絡の形での度重なる検討を経て、全メンバーの確認を受けて、最終確定した。

具体的には、便宜上、調査票Aを「変更型」と仮称し、Q2について「どんな場合でも」、「場合によっては」との表現を削除した上で新問Q4を加えたものとし、資料②の調査票及び回答票を用いて実施した。他方、調査票Bを「従来型」と仮称し、Q2については従来の選択肢のままとして、新問Q4を加え、資料③の調査票及び回答票を用いて実施した。

調査票の検討過程で、難しい漢字にはルビを振るようになされ、特に新問Q4の表現については、試行錯誤が繰り返され、なるべく平易な表現で誤解がなく、なおかつ法律上も正確な表現となるべく最終表現が確定されている。

上記の過程を経て、一般社団法人新情報センターの本調査が遂行され、その結果は10月6日に以下の一連の資料として納入された。

資料①各地点における標本の性別及び年齢層別の割り当て計画表

資料②調査票案A及び回答票 (変更型[仮称])

資料③調査票案B及び回答票 (従来型[仮称])

資料④「プリテスト結果報告」

資料⑤調査票A及び調査票Bの調査結果データ(単純集計表)

資料⑥全票ベースクロス集計表(%表示)

資料⑦全票ベースクロス(N人数表示)

資料⑧調査票Aクロス(%表示)

資料⑨調査票Aクロス(N人数表示)

資料⑩調査票Bクロス(%表示)

資料⑪調査票Bクロス(N人数表示)

資料⑫その他の意見の内容 (SQ a 1についての「その他」の選択肢を選択された方の具体的な意見の内容)

第3 プリテストの結果

調査票 A と B の回答分布の比較において、まず、幾つかの統計的知見の注意が必要です。

今回は本調査に先立ち、限定された期間と調査コストのもとで東京都 23 区に限定された性別・年齢層別の割り当て法が用いられ、厳密に言えば、精密な統計的無作為標本抽出法における標本誤差の推定はそのままは適用できない。ただし、一応参考のために、サンプル・サイズ 73 名の標本集団の統計的単純無作為標本抽出法における標本抽出誤差を計算すると、

$$\text{Max } E = \pm 2 [(0.5 \times 0.5) \div 73]^{1/2}$$

となり、概ね 12% となり、さらに 2 段抽出（地点抽出と各地点での回答者抽出）であることを勘案すると、標本抽出誤差はその 1.75 倍前後の 21% 程度となり、調査票 A もしくは B に対応する同一集団で、2 項目の回答分布にこれ以上の差がないと（理想的な統計的無作為 2 段標本抽出法に基づき 100% の有効回収率を得たとしても）統計的には有意な差がないとされます。また、調査票 A と B に対応する 2 つの標本集団間で同一項目の回答分布の差違を見る目安としては、さらに $\sqrt{2}$ (=約 1.4) を乗じた、概ね 29% 以上の差がないと統計的には有意ではないとされます。ただし、これらは飽くまでも統計的標本抽出法のみによる目安の数字であり、何らかの理由で、その理論を乗り越えて安定した回答分布が得られる可能性など、社会的状況を加味しているものではありません。

他方で、本プリテストの実施範囲は東京 23 区に限定されていますが、過去の調査で本件に関しては、性別、年齢層、地方別など各属性に関して著しい差違はみられなかったという事実は報告されてきました。

以上のような注意を念頭に、プリテストの回答分布を概観すると以下のように要約されます。

1 Q2 について

選択肢の「どんな場合でも」という表現や「場合によっては」という表現について、それらを除いた調査票 A と、従来のままの調査票 B の回答結果はほとんど変わらず、その回答分布は従来の本調査の結果とも整合している。調査 A、B の回答分布の差違、また前回調査と今回のプリテスト A または B との差異は、統計的無作為標本抽出法における標本抽出誤差をはるかに下回る程度で、整合している。（もちろん、極端に厳密に言えば、同じ回答分布が得られとしても 2 者では異なる質問として回答されている可能性を 100% 排除できるものではないが、本件の Q2 に関しては、過去の各関連調査の結果を勘案すると、回答者の回答傾向がかなり固いことが推察される。ただし、これは狭義の統計的標本抽出法の理論を越えた考察になる側面は、慎重に多面的に考察すべき事

柄であろう。)

いずれにせよ、仮に、「どんな場合でも」、「場合によっては」という表現を削除した場合、Q2について、従前の調査との継続性は維持されると推察される。差がないので従前のままとするか、差がないのであれば削除した方が問題なさそうだとするかは、検討して判断すべきである。

調査会社の面接員からのブリーフィングでは、調査員12名中の8名は、従来のままでも削除した形でも回答者の回答のしやすさに差はなさそうでしたが、4名は削除した方が回答者は迷わず回答したと報告している。

2 Q4について

調査会社の面接員からのブリーフィングでは、Q4の提示資料についても質問文についても、すべての調査員が「対象者は資料を理解できており、特段の問題はなかった」との回答であった。ただし、数人の調査員より、『「終身刑」と「無期懲役」を同一のものだと思っていた』『「違いを初めて知った」という対象者がいたとの報告があった。さらに調査員12名中6名が「質問文を再度読み上げた対象者がいた」との報告もあった。

つまり、提示資料も質問文も対象者は理解できており、特段の問題はないが、「無期懲役」や「終身刑」の定義を必ずしも熟知してはおらず、初めて本件について聞かれた人々は質問を消化し回答するのに多少とも時間をとることが推察される。回答者の中には、「終身刑導入について実態がわからないのに答えるのは違和感を覚える」、「まず終身刑の導入の是非を聴くべきではないのか」、「このような思想調査めいたものは、ちょっと失礼なのでは…」と意見が1名ずつあったと報告されているが、これは、回答者が本件の調査を真剣に考慮している証拠でもあろう。

1名の調査員より、『「もし、・・・新たに導入されるならば、・・・」より、「もし、・・・新たに導入されたら、・・・」の表現のほうがよいのではないか』との感想が報告されているが、些末な表現の違いではあるが、調査現場での質問文の読み上げのしやすさとして、検討する価値はある。ただし、回答結果に大きな影響があるとは考えにくい。

3 その他

本プリテストの結果は、上記の1と2のみならず、例えばQ2とQ2SaまたはQ2Sb、Q2とQ4とのクロス集計表の分析など重要な情報を含んでおり、それらは調査票AとBにおけるQ2の文言の違いの効果の詳細をさらに示唆することもあるが思われます。しかし、これらについてはプリテストの主目的や、今回、限定された状況で採用されたサンプリング法による統計的推論の

限界を越えるもので、ここでは言及しません。本報告に基づくさらなる検討、また今後の本調査においてより精密な結果を得てからの詳細な分析を期待いたします。

4 備考

個人情報の取り扱いについての注意

本プリテストの有効回収調査票を、ご参考のために提出しておきますが、これらは、官民学の差違に関わらず、世論調査や社会調査の結果公表において、個人情報の保護のため開示しないことが原則であり、このルールは調査関係者には厳しく遵守されています。また、調査時において、各回答者に調査協力を求める際のインフォームドコンセントの一環として、公表されるのは飽くまでも統計的な集計結果であり、各自の個人情報や回答をそのまま公表することはないと約束されたものであります。この約束が遵守されない事態が生じた場合、その社会的影響として、当該の調査のみならず、官民学の広範な世論調査、社会調査の遂行が極端に困難になることが過去の経験からも推察されます。したがって、本件においても、当該の有効回収調査票一式は、そのコピーなども含め、関係者以外の目には触れさせないように厳重に管理し、あるいは必要に応じて溶解廃棄の手続きをお取りください。

以上

「死刑制度に関する世論調査」についての検討会・プリテスト担当
吉野諒三

基本的法制度に関する世論調査（プリテストA）

平成26年9月
一般社団法人 新情報センター

No. 5401

地点番号			対象番号	

調査員コード			点検者コード	

Q1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。

1

ある

2

ない

Q2【回答票1】死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

1

(ア)

死刑は廃止すべきである

2

(イ)

死刑もやむを得ない

3

わからない・
一概に言えない

▶ (Q3へ)

(Q2で「死刑は廃止すべきである」と回答した方に)
SQ a 1【回答票2】「死刑は廃止すべきである」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつかあげてください。

(M.A.)

- 1 (ア) 人を殺すことは刑罰であっても人道に反し、野蛮である
- 2 (イ) 国家であっても人を殺すことは許されない
- 3 (ウ) 裁判に誤りがあったとき、死刑にしてしまうと取り返しがつかない
- 4 (エ) 凶悪な犯罪を犯した者でも、更生の可能性はある
- 5 (オ) 死刑を廃止しても、そのために凶悪な犯罪が増加するとは思わない
- 6 (カ) 生かしておいて罪の償いをさせた方がよい
- 7 その他 ()
- 8 わからない

(Q2で「死刑もやむを得ない」と回答した方に)
SQ b 1【回答票4】「死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつかあげてください。

(M.A.)

- 1 (ア) 凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ
- 2 (イ) 死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない
- 3 (ウ) 死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える
- 4 (エ) 凶悪な犯罪を犯す人は生かしておくと、また同じような犯罪を犯す危険がある
- 5 その他 ()
- 6 わからない

SQ a 2【回答票3】死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますか、それともだんだんに死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。

- 1 (ア) すぐに、全面的に廃止する
- 2 (イ) だんだん死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する
- 3 わからない

SQ b 2【回答票5】将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。

- 1 (ア) 将来も死刑を廃止しない
- 2 (イ) 状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい
- 3 わからない

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

- 1 増える
- 2 増えない
- 3 わからない・一概には言えない

(資料を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料】

現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「む き ちようえき無期懲役」ですが、かりしゃくほう仮釈放される場合があります。これに対して、かりしゃくほう仮釈放される場合がない、いわゆる「しゅうしんけい終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4【回答票6】もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いませんか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いませんか。

- 1 (ア) 死刑を廃止した方がよい
- 2 (イ) 死刑を廃止しない方がよい
- 3 わからない・一概には言えない

最後に、ご回答を統計的に分析するために、失礼ですが、あなたご自身のことについてお伺いします。

《フェース・シート》

F 1 【 性 】

1 2
男 性 女 性

(18)

F 2 【年 齢】あなたのお年は満でおいくつですか。
(実年齢を記入し、下の該当する項目に○をつける)

--	--	--

 歳

- | | | | |
|---|---------|----|---------|
| 1 | 20～24 歳 | 7 | 50～54 歳 |
| 2 | 25～29 歳 | 8 | 55～59 歳 |
| 3 | 30～34 歳 | 9 | 60～64 歳 |
| 4 | 35～39 歳 | 10 | 65～69 歳 |
| 5 | 40～44 歳 | 11 | 70 歳以上 |
| 6 | 45～49 歳 | | |

F 3 【回答票 7】【従業上の地位】あなたのお仕事についてお伺いします。あなたは、この中のどれにあたりますか。

- 1 (ア) 雇用者 (役員を含む)
2 (イ) 自営業主 (家庭内職者を含む)
3 (ウ) 家族従業者
4 (エ) 無職 (主婦, 学生を含む) → (SQ bへ)

(21)

(F 3で「(ア) 雇用者 (役員を含む)」、 「(イ) 自営業主 (家庭内職者を含む)」、 「(ウ) 家族従業者」と答えた方に)

SQ a 【職 業】あなたのお仕事の内容は何ですか。
(具体的に記入して、下の該当する項目に○をする)

--

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1 管 理 職 | 4 販 売 ・ サ ー ビ ス ・ 保 安 職 |
| 2 専 門 ・ 技 術 職 | 5 農 林 漁 業 職 |
| 3 事 務 職 | 6 生 産 ・ 輸 送 ・ 建 設 ・ 労 務 職 |

(22)

(F 3で「(エ) 無職 (主婦, 学生を含む)」と答えた方に)

SQ b 【主婦, その他の無職】あなたは主婦ですか。【調査員注：女性のみ聞く】

1 2
主 婦 そ の 他 の 無 職

(23)

以上で面接調査は終了です。
ご協力ありがとうございました。

〔回答票1〕 Q2

(第5401A号)

(ア) 死刑は廃止すべきである

(イ) 死刑もやむを得ない

〔回答票2〕 S Q a 1

(ア) 人を殺すことは刑罰^{けいばつ}であっても人道に反し、
野蛮^{やばん}である

(イ) 国家であっても人を殺すことは許されない

(ウ) 裁判に誤りがあったとき、死刑にしてしま
うと取り返しがつかない

(エ) 凶悪な犯罪を犯した者でも、更生^{こうせい}の可能性
がある

(オ) 死刑を廃止しても、そのために凶悪な犯罪
が増加するとは思わない

(カ) 生かしておいて罪の償^{つぐな}いをさせた方がよい

〔回答票3〕 SQ a 2

(ア) すぐに、全面的に廃止する

(イ) だんだん死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する

〔回答票4〕 SQ b 1

(ア) 凶悪な犯罪は命をもって償^{つぐな}うべきだ

(イ) 死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない

(ウ) 死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える

(エ) 凶悪な犯罪を犯す人は生かしておく、また同じような犯罪を犯す危険がある

〔回答票5〕 SQ b 2

(ア) 将来も死刑を廃止しない

(イ) 状況が変われば、将来的には、死刑を
廃止してもよい

〔資料〕

現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならぬ「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

〔回答票6〕 Q4

(ア) 死刑を廃止した方がよい

(イ) 死刑を廃止しない方がよい

〔回答票7〕 F3

(ア) 雇用者（役員を含む）

(イ) 自営業主（家庭内職者を含む）

(ウ) 家族従業者

(エ) 無職（主婦，学生を含む）

基本的法制度に関する世論調査（プリテストB）

平成26年9月
一般社団法人 新情報センター

No. 5401

地点番号			対象番号	

調査員コード			点検者コード	

Q1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴ぼうちやうしたりしたことがありますか。

1

ある

2

ない

Q2 【回答票1】死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

1

(ア)

どんな場合でも死刑は
廃止すべきである

2

(イ)

場合によっては死刑
もやむを得ない

3

わからない・
一概に言えない

└─▶ (Q3へ)

(Q2で「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」と回答した方に)

SQ a 1 【回答票2】「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。

(M.A.)

- 1 (ア) 人を殺すことは刑罰けいばつであっても人道に反し、野蛮やばんである
- 2 (イ) 国家であっても人を殺すことは許されない
- 3 (ウ) 裁判に誤りがあったとき、死刑にしてしまうと取り返しがつかない
- 4 (エ) 凶悪な犯罪を犯した者でも、更生こうせいの可能性はある
- 5 (オ) 死刑を廃止しても、そのために凶悪な犯罪が増加するとは思わない
- 6 (カ) 生かしておいて罪の償いつぐなをさせた方がよい
- 7 その他 ()
- 8 わからない



SQ a 2 【回答票3】死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますか、それともだんだんに死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。

- 1 (ア) すぐに、全面的に廃止する
- 2 (イ) だんだん死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する
- 3 わからない

(Q2で「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答した方に)

SQ b 1 【回答票4】「場合によっては死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。

(M.A.)

- 1 (ア) 凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ
- 2 (イ) 死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない
- 3 (ウ) 死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える
- 4 (エ) 凶悪な犯罪を犯す人は生かしておく、また同じような犯罪を犯す危険がある
- 5 その他 ()
- 6 わからない



SQ b 2 【回答票5】将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。

- 1 (ア) 将来も死刑を廃止しない
- 2 (イ) 状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい
- 3 わからない

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

- 1 増える
- 2 増えない
- 3 わからない・一概には言えない

(資料を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料】

現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「む き ちようえき無期懲役」ですが、かりしゃくほう仮釈放される場合があります。これに対して、かりしゃくほう仮釈放される場合がない、いわゆる「しゅうしんけい終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4【回答票6】もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いませんか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いませんか。

- 1 (ア) 死刑を廃止した方がよい
- 2 (イ) 死刑を廃止しない方がよい
- 3 わからない・一概には言えない

最後に、ご回答を統計的に分析するために、失礼ですが、あなたご自身のことについてお伺いします。

《フェース・シート》

F 1 【 性 】

1 2
男 性 女 性

(18)

F 2 【年 齢】あなたのお年はおいくつですか。
(実年齢を記入し、下の該当する項目に○をつける)

--	--	--

 歳

- | | | | |
|---|---------|----|---------|
| 1 | 20～24 歳 | 7 | 50～54 歳 |
| 2 | 25～29 歳 | 8 | 55～59 歳 |
| 3 | 30～34 歳 | 9 | 60～64 歳 |
| 4 | 35～39 歳 | 10 | 65～69 歳 |
| 5 | 40～44 歳 | 11 | 70 歳以上 |
| 6 | 45～49 歳 | | |

F 3 【回答票 7】【従業上の地位】あなたのお仕事についてお伺いします。あなたは、この中のどれにあたりますか。

- 1 (ア) 雇用者 (役員を含む)
2 (イ) 自営業主 (家庭内職者を含む)
3 (ウ) 家族従業者
4 (エ) 無職 (主婦, 学生を含む) → (SQ bへ)

(21)

(F 3で「(ア) 雇用者 (役員を含む)」、 「(イ) 自営業主 (家庭内職者を含む)」、 「(ウ) 家族従業者」と答えた方に)

SQ a 【職 業】あなたのお仕事の内容は何ですか。
(具体的に記入して、下の該当する項目に○をする)

--

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1 管 理 職 | 4 販 売 ・ サ ー ビ ス ・ 保 安 職 |
| 2 専 門 ・ 技 術 職 | 5 農 林 漁 業 職 |
| 3 事 務 職 | 6 生 産 ・ 輸 送 ・ 建 設 ・ 労 務 職 |

(22)

(F 3で「(エ) 無職 (主婦, 学生を含む)」と答えた方に)

SQ b 【主婦, その他の無職】あなたは主婦ですか。【調査員注：女性のみ聞く】

1 2
主 婦 そ の 他 の 無 職

(23)

以上で面接調査は終了です。
ご協力ありがとうございました。

〔回答票1〕 Q2

(第5401号B)

(ア) どんな場合でも死刑は廃止すべきである

(イ) 場合によっては死刑もやむを得ない

〔回答票2〕 S Q a 1

(ア) 人を殺すことは刑罰^{けいばつ}であっても人道に反し、
野蛮^{やばん}である

(イ) 国家であっても人を殺すことは許されない

(ウ) 裁判に誤りがあつたとき、死刑にしてしま
うと取り返しがつかない

(エ) 凶悪な犯罪を犯した者でも、更生^{こうせい}の可能性
がある

(オ) 死刑を廃止しても、そのために凶悪な犯罪
が増加するとは思わない

(カ) 生かしておいて罪の償^{つぐな}いをさせた方がよい

〔回答票3〕 SQ a 2

(ア) すぐに、全面的に廃止する

(イ) だんだん死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する

〔回答票4〕 SQ b 1

(ア) 凶悪な犯罪は命をもって償^{つぐな}うべきだ

(イ) 死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない

(ウ) 死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える

(エ) 凶悪な犯罪を犯す人は生かしておく、また同じような犯罪を犯す危険がある

〔回答票5〕 SQb2

(ア) 将来も死刑を廃止しない

(イ) 状況が変われば、将来的には、死刑を
廃止してもよい

〔資料〕

現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならぬ「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

〔回答票6〕 Q4

(ア) 死刑を廃止した方がよい

(イ) 死刑を廃止しない方がよい

〔回答票7〕 F3

(ア) 雇用者（役員を含む）

(イ) 自営業主（家庭内職者を含む）

(ウ) 家族従業者

(エ) 無職（主婦，学生を含む）

基本的法制度に関する世論調査 プリテスト結果報告

(一社)新情報センター

1. プリテスト調査概要

対象地域・地点：東京 23 区内 12 地点（調査員 12 名）

調査時期： 9 月 25 日（木）～9 月 28 日（日）

計画標本数： 144（調査票 A：72 票、調査票 B：72 票）

完了標本数： 146（調査票 A：73 票、調査票 B：73 票）

2. 面接調査実施時間について

調査にかかった時間は、平均 6～7 分程度とのことでした。

3. [Q 2 死刑制度の存廃] について

(1) 調査票種別ごとの回答人数

調査票 A	1. 死刑は廃止すべきである	6 人
	2. 死刑もやむを得ない	65 人
	3. わからない・一概には言えない	2 人
調査票 B	1. どんな場合でも死刑は廃止すべきである	6 人
	2. 場合によっては死刑もやむを得ない	64 人
	3. わからない・一概には言えない	3 人

上記のとおり、調査票種別で大きな差はみられませんでした。

(2) Q 2 回答時の対象者の反応について

- ・ 12 名中 8 名の調査員は、「調査票 A と調査票 B 票の間で、対象者の回答時の反応に特に違いは見られなかった」との回答。
- ・ 残りの 4 名は、「調査票 A の方が答えやすい印象であった」「回答者によってではあるが、調査票 B 票の方が判断を迷っていて回答に時間がかかった印象であった」「『どんな場合でも』『場合によっては』の表現に戸惑われていた方がいた」との回答。

4. [Q 4 終身刑制度導入と死刑廃止の質問（新設質問）] について

(1) 資料について

- ・ すべての調査員が「対象者は資料を理解できており、特段の問題はなかった」との回答。
- ・ 数人の調査員より、「『終身刑』と『無期懲役』を同一のものだと思っていた」「違いを初めて知った」という対象者がいたとの報告あり。

(2) 質問文について

- ・ すべての調査員が「対象者は質問文を理解できおり、特段の問題はなかった」との回答。
- ・ 12 名中 6 名の調査員が「質問文を再度読み上げた対象者がいた」との報告。

- ・「終身刑導入について実態がわからないのに答えるのは違和感を覚える」、「まず終身刑の導入の是非を聴くべきではないのか」、「このような思想調査めいたものは、ちょっと失礼なのでは…」と意見が1名ずつあり。
- ・1名の調査員より、『「もし、・・・新たに導入されるならば、・・・」より、「もし、・・・新たに導入されたら、・・・」の表現のほうがよいのではないか』との感想あり。

(3) 選択肢について

- ・「選択肢は理解されており、特段の問題はなかった」と全調査員回答したが、うち3名の調査員より「回答に迷われ、時間がかかった方がいた」との報告あり。
- ・『「死刑を廃止してもよい」という選択肢はないのか?』と聞いた対象者が1名あり。
- ・質問に対応した回答ではなく、「我々の税金を使うわけだから中で働いてほしい」と回答した対象者が1名あり（回答は「3 わからない・一概には言えない」で処理）。

5. 検討項目以外の〔Q3 死刑の犯罪抑止力〕について

- ・Q3は、回答に時間がかかった対象者や、「わからない」「一概には言えない」と回答した対象者が他の質問より多いというのが調査員の全般的な印象。
- ・質問に対応した回答が直接得られない対象者がいたとの報告あり。
 - ※「変わらない」との回答（1名）⇒「2. 増えない」の回答で処理
 - ※「凶悪な犯罪はなくなるならない」の回答（1名）⇒「3. わからない・一概には言えない」の回答で処理
 - ※「犯罪の増加する・しないは、死刑とは関係ない」の回答（2名）⇒「3. わからない・一概には言えない」の回答で処理
- ・「(死刑を廃止すると凶悪な犯罪が) 増えると言われているんですか?」と対象者から聞かれたとの報告が、1件あり。また、「死刑が抑止力になっていないのではないか」との意見があったとの報告が1件あり。

6. その他

- ・「少年法も見直すべきだ」との意見が1名あり。

以上

集計表 1

Q 1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。

	総数	ある	ない
【総数】	146 100.0	27 18.5	119 81.5
〔調査票種別〕			
調査票A	73 100.0	13 17.8	60 82.2
調査票B	73 100.0	14 19.2	59 80.8

集計表 2

Q 2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	総数	廃止すべき（計）	死刑もやむを得ない（計）	わからない・一概に言えない
【総数】	146 100.0	12 8.2	129 88.4	5 3.4
〔調査票種別〕				
調査票A	73 100.0	6 8.2	65 89.0	2 2.7
調査票B	73 100.0	6 8.2	64 87.7	3 4.1

集計表 3

調査票A Q 2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	該当数	死刑は廃止すべきである	死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
【総数】	73 100.0	6 8.2	65 89.0	2 2.7
〔調査票種別〕				
調査票A	73 100.0	6 8.2	65 89.0	2 2.7
調査票B	-	-	-	-

集計表 4

調査票B Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	該当数	どんな場合でも死刑は廃止すべき	場合によっては死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
【総数】	73 100.0	6 8.2	64 87.7	3 4.1
〔調査票種別〕				
調査票A	- -	- -	- -	- -
調査票B	73 100.0	6 8.2	64 87.7	3 4.1

集計表 5

(Q2で「死刑は廃止すべきである」と回答した方に)

SQa1〔回答票2〕「死刑は廃止すべきである」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。(M. A.)

	該当数	刑罰であっても人道に反し野蛮	国家であっても殺すのは許されない	裁判誤りもあった時取り返しつかない	犯罪者でも更生の可能性がある	廃止しても犯罪増加すると思わない	生かして罪の償いをさせた方がよい	その他	わからない	回答計
【総数】	12 100.0	4 33.3	3 25.0	8 66.7	4 33.3	6 50.0	7 58.3	1 8.3	-	33 275.0
〔調査票種別〕										
調査票A	6 100.0	2 33.3	2 33.3	5 83.3	1 16.7	3 50.0	3 50.0	-	-	16 266.7
調査票B	6 100.0	2 33.3	1 16.7	3 50.0	3 50.0	3 50.0	4 66.7	1 16.7	-	17 283.3

集計表 6

SQa2〔回答票3〕死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますが、それともだんだんに死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。

	該当数	すぐに、全面的に廃止する	だんだん減らしていずれ廃止する	わからない
【総数】	12 100.0	5 41.7	7 58.3	-
〔調査票種別〕				
調査票A	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-
調査票B	6 100.0	2 33.3	4 66.7	-

基本的法制度に関する世論調査（プリテスト）

集計表 7

(Q2で「死刑もやむを得ない」と回答した方に)

SQb1〔回答票4〕「死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつかあげてください。(M. A.)

	該当数	凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ	廃止は被害者等の気持ち収まらない	死刑廃止すれば凶悪な犯罪が増える	また同じような犯罪犯す危険がある	その他	わからない	回答計
【総数】	129	83	74	56	63	-	1	277
	100.0	64.3	57.4	43.4	48.8	-	0.8	214.7
〔調査票種別〕								
調査票A	65	48	39	31	34	-	-	152
	100.0	73.8	60.0	47.7	52.3	-	-	233.8
調査票B	64	35	35	25	29	-	1	125
	100.0	54.7	54.7	39.1	45.3	-	1.6	195.3

集計表 8

SQb2〔回答票5〕将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。

	該当数	将来も死刑を廃止しない	状況変われば将来的に廃止してよい	わからない
【総数】	129	73	52	4
	100.0	56.6	40.3	3.1
〔調査票種別〕				
調査票A	65	39	25	1
	100.0	60.0	38.5	1.5
調査票B	64	34	27	3
	100.0	53.1	42.2	4.7

集計表 9

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

	総数	増える	増えない	わからない・一概には言えない
【総数】	146	82	25	39
	100.0	56.2	17.1	26.7
〔調査票種別〕				
調査票A	73	44	11	18
	100.0	60.3	15.1	24.7
調査票B	73	38	14	21
	100.0	52.1	19.2	28.8

基本的法制度に関する世論調査（プリテスト）

集計表 10

【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4〔回答票6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いか。

	総数	死刑を廃止した方がよい	死刑を廃止しない方がよい	わからない・一概には言えない
【総数】	146 100.0	54 37.0	79 54.1	13 8.9
〔調査票種別〕				
調査票A	73 100.0	25 34.2	41 56.2	7 9.6
調査票B	73 100.0	29 39.7	38 52.1	6 8.2

集計表 11

最後に、ご回答を統計的に分析するために、失礼ですが、あなたご自身のことについてお伺いします。

《フェース・シート》

F1【性】

	総数	男性	女性
【総数】	146 100.0	72 49.3	74 50.7
〔調査票種別〕			
調査票A	73 100.0	36 49.3	37 50.7
調査票B	73 100.0	36 49.3	37 50.7

集計表 12

F2【年齢】あなたのお年は満でおいくつですか。（実年齢を記入し、下の該当する項目に○をつける）

総数	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	
【総数】	146 100.0	13 8.9	11 7.5	17 11.6	9 6.2	14 9.6	10 6.8	16 11.0	8 5.5	11 7.5	13 8.9	24 16.4
〔調査票種別〕												
調査票A	73 100.0	5 6.8	6 8.2	7 9.6	7 9.6	7 9.6	5 6.8	8 11.0	4 5.5	7 9.6	5 6.8	12 16.4
調査票B	73 100.0	8 11.0	5 6.8	10 13.7	2 2.7	7 9.6	5 6.8	8 11.0	4 5.5	4 5.5	8 11.0	12 16.4

集計表 13

F3〔回答票7〕【従業上の地位】あなたのお仕事についてお伺いします。あなたは、この中のどれにあたりますか。

	総数	雇用者（ 役員を含む）	自営業主 （家庭内 職者を含む）	家族従業 者	無職（主 婦、学生 を含む）
【総数】	146 100.0	57 39.0	33 22.6	6 4.1	50 34.2
〔調査票種別〕					
調査票A	73 100.0	32 43.8	14 19.2	2 2.7	25 34.2
調査票B	73 100.0	25 34.2	19 26.0	4 5.5	25 34.2

集計表 14

（F3で「（ア）雇用者（役員を含む）」、「（イ）自営業主（家庭内職者を含む）」、「（ウ）家族従業者」と答えた方に）

SQa【職業】あなたのお仕事の内容は何ですか。（具体的に記入して、下の該当する項目に○をする）

	該当数	管理職	専門・技 術職	事務職	販売・サ ービス・ 保安職	農林漁業 職	生産・輸 送・建設 ・労務職
【総数】	96 100.0	4 4.2	18 18.8	20 20.8	46 47.9	- -	8 8.3
〔調査票種別〕							
調査票A	48 100.0	1 2.1	10 20.8	12 25.0	24 50.0	- -	1 2.1
調査票B	48 100.0	3 6.3	8 16.7	8 16.7	22 45.8	- -	7 14.6

集計表 15

（F3で「（エ）無職（主婦、学生を含む）」と答えた方に）

SQb【主婦、その他の無職】あなたは主婦ですか。

	該当数	主婦	その他の 無職
【総数】	50 100.0	32 64.0	18 36.0
〔調査票種別〕			
調査票A	25 100.0	15 60.0	10 40.0
調査票B	25 100.0	17 68.0	8 32.0

基本的法制度に関する世論調査（プリテスト）

集計表 16

〔F2 年齢（6区分）〕

	総数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
【総数】	146 100.0	24 16.4	26 17.8	24 16.4	24 16.4	24 16.4	24 16.4
〔調査票種別〕							
調査票A	73 100.0	11 15.1	14 19.2	12 16.4	12 16.4	12 16.4	12 16.4
調査票B	73 100.0	13 17.8	12 16.4	12 16.4	12 16.4	12 16.4	12 16.4

集計表 17

〔F2 年齢（3区分）〕

	総数	20～39歳	40～59歳	60歳以上
【総数】	146 100.0	50 34.2	48 32.9	48 32.9
〔調査票種別〕				
調査票A	73 100.0	25 34.2	24 32.9	24 32.9
調査票B	73 100.0	25 34.2	24 32.9	24 32.9

集計表 18

〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕

	総数	男性			女性		
		20～39歳	40～59歳	60歳以上	20～39歳	40～59歳	60歳以上
【総数】	146 100.0	25 17.1	23 15.8	24 16.4	25 17.1	25 17.1	24 16.4
〔調査票種別〕							
調査票A	73 100.0	12 16.4	12 16.4	12 16.4	13 17.8	12 16.4	12 16.4
調査票B	73 100.0	13 17.8	11 15.1	12 16.4	12 16.4	13 17.8	12 16.4

集計表 19

〔F3 従業上の地位別〕

	総数	雇用者（ 役員を含む）	自営業主 （家庭内 職者を含む）	家族従業 者	無職（主 婦、学生 を含む）	主婦	その他の 無職
【総数】	146 100.0	57 39.0	33 22.6	6 4.1	50 34.2	32 21.9	18 12.3
〔調査票種別〕							
調査票A	73 100.0	32 43.8	14 19.2	2 2.7	25 34.2	15 20.5	10 13.7
調査票B	73 100.0	25 34.2	19 26.0	4 5.5	25 34.2	17 23.3	8 11.0

集計表 20

[F3SQa 職業別]

	該当数	管理・専門技術・事務職 (小計)	管理職	専門・技術職	事務職	販売・サービス・保安職	農林漁業職	生産・輸送・建設・労務職
【総数】	96 100.0	42 43.8	4 4.2	18 18.8	20 20.8	46 47.9	- -	8 8.3
〔調査票種別〕								
調査票A	48 100.0	23 47.9	1 2.1	10 20.8	12 25.0	24 50.0	- -	1 2.1
調査票B	48 100.0	19 39.6	3 6.3	8 16.7	8 16.7	22 45.8	- -	7 14.6

集計表 21

[Q2 死刑制度の存廃×Q4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃]

	総数	Q2廃止すべき×Q4廃止がよい	Q2廃止すべき×Q4廃止しない	Q2廃止すべき×Q4わかからない	Q2やむを得ない×Q4廃止がよい	Q2やむを得ない×Q4廃止しない	Q2やむを得ない×Q4わかからない	Q2わかからない×Q4廃止がよい	Q2わかからない×Q4廃止しない	Q2わかからない×Q4わかからない
【総数】	146 100.0	10 6.8	1 0.7	1 0.7	43 29.5	76 52.1	10 6.8	1 0.7	2 1.4	2 1.4
〔調査票種別〕										
調査票A	73 100.0	5 6.8	- -	1 1.4	19 26.0	41 56.2	5 6.8	1 1.4	- -	1 1.4
調査票B	73 100.0	5 6.8	1 1.4	- -	24 32.9	35 47.9	5 6.8	- -	2 2.7	1 1.4

-----条件-----

-----表題-----

集計表 1	-----(%)	1
Q 1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。	-----(%)	
集計表 2	-----(%)	2
Q 2〔回答票 1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。	-----(%)	
集計表 3	-----(%)	3
調査票 A Q 2〔回答票 1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。	-----(%)	
集計表 4	-----(%)	4
調査票 B Q 2〔回答票 1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。	-----(%)	
集計表 5	-----(%)	5
(Q 2で「死刑は廃止すべきである」と回答した方に)		
S Q a 1〔回答票 2〕「死刑は廃止すべきである」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつかあげてください。(M. A.)	-----(%)	7
集計表 6	-----(%)	
S Q a 2〔回答票 3〕死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますか、それともだんだんに死刑を減らして行って、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。	-----(%)	8
集計表 7	-----(%)	
(Q 2で「死刑もやむを得ない」と回答した方に)		
S Q b 1〔回答票 4〕「死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつかあげてください。(M. A.)	-----(%)	10
集計表 8	-----(%)	
S Q b 2〔回答票 5〕将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。	-----(%)	11
集計表 9	-----(%)	
(全員の方に)		
Q 3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。	-----(%)	13
集計表 10	-----(%)	
【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。		
Q 4〔回答票 6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いますか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いますか。	-----(%)	15
集計表 11	-----(%)	
〔Q 2 死刑制度の存廃×Q 4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃〕		

集計表 1

Q1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。

	総数	ある	ない
【総数】	146	18.5	81.5
〔F1 性〕			
男性	72	20.8	79.2
女性	74	16.2	83.8
〔F2 年齢（6区分）〕			
20～29歳	24	16.7	83.3
30～39歳	26	7.7	92.3
40～49歳	24	16.7	83.3
50～59歳	24	20.8	79.2
60～69歳	24	29.2	70.8
70歳以上	24	20.8	79.2
〔F2 年齢（3区分）〕			
20～39歳	50	12.0	88.0
40～59歳	48	18.8	81.3
60歳以上	48	25.0	75.0
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕			
男性 20～39歳	25	12.0	88.0
40～59歳	23	17.4	82.6
60歳以上	24	33.3	66.7
女性 20～39歳	25	12.0	88.0
40～59歳	25	20.0	80.0
60歳以上	24	16.7	83.3
〔F3 従業上の地位別〕			
雇用者（役員を含む）	57	15.8	84.2
自営業主（家庭内職者を含む）	33	21.2	78.8
家族従業者	6	50.0	50.0
無職（主婦、学生を含む）	50	16.0	84.0
主婦	32	15.6	84.4
その他の無職	18	16.7	83.3
〔F3SQa 職業別〕			
管理・専門技術・事務職（小計）	42	16.7	83.3
管理職	4	-	100.0
専門・技術職	18	16.7	83.3
事務職	20	20.0	80.0
販売・サービス・保安職	46	21.7	78.3
農林漁業職	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	8	25.0	75.0
〔Q2 死刑制度の存廃〕			
廃止すべき（計）	12	33.3	66.7
死刑もやむを得ない（計）	129	17.1	82.9
わからない・一概に言えない	5	20.0	80.0
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕			
死刑は廃止すべきである	6	33.3	66.7
死刑もやむを得ない	65	16.9	83.1
わからない・一概に言えない	2	-	100.0
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕			
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	33.3	66.7
場合によっては死刑もやむを得ない	64	17.2	82.8
わからない・一概に言えない	3	33.3	66.7

集計表 2

Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	総数	廃止すべき(計)	死刑もやむを得ない(計)	わからない・一概に言えない
【総数】	146	8.2	88.4	3.4
〔F1 性〕				
男性	72	9.7	86.1	4.2
女性	74	6.8	90.5	2.7
〔F2 年齢(6区分)〕				
20~29歳	24	4.2	83.3	12.5
30~39歳	26	11.5	88.5	-
40~49歳	24	8.3	91.7	-
50~59歳	24	8.3	87.5	4.2
60~69歳	24	8.3	87.5	4.2
70歳以上	24	8.3	91.7	-
〔F2 年齢(3区分)〕				
20~39歳	50	8.0	86.0	6.0
40~59歳	48	8.3	89.6	2.1
60歳以上	48	8.3	89.6	2.1
〔F1×F2 性・年齢(3区分)別〕				
男性 20~39歳	25	8.0	88.0	4.0
40~59歳	23	8.7	87.0	4.3
60歳以上	24	12.5	83.3	4.2
女性 20~39歳	25	8.0	84.0	8.0
40~59歳	25	8.0	92.0	-
60歳以上	24	4.2	95.8	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者(役員を含む)	57	10.5	89.5	-
自営業主(家庭内職者を含む)	33	6.1	87.9	6.1
家族従業者	6	-	100.0	-
無職(主婦、学生を含む)	50	8.0	86.0	6.0
主婦	32	6.3	90.6	3.1
その他の無職	18	11.1	77.8	11.1
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職(小計)	42	7.1	90.5	2.4
管理職	4	25.0	75.0	-
専門・技術職	18	-	94.4	5.6
事務職	20	10.0	90.0	-
販売・サービス・保安職	46	6.5	91.3	2.2
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	8	25.0	75.0	-
〔Q2 死刑制度の存廃〕				
廃止すべき(計)	12	100.0	-	-
死刑もやむを得ない(計)	129	-	100.0	-
わからない・一概に言えない	5	-	-	100.0
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	100.0	-	-
死刑もやむを得ない	65	-	100.0	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	100.0
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	100.0	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	-	100.0	-
わからない・一概に言えない	3	-	-	100.0

集計表 3

調査票A Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	該当数	死刑は廃止すべきである	死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
【総数】	73	8.2	89.0	2.7
〔F1 性〕				
男性	36	11.1	86.1	2.8
女性	37	5.4	91.9	2.7
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	11	9.1	81.8	9.1
30～39歳	14	14.3	85.7	-
40～49歳	12	8.3	91.7	-
50～59歳	12	-	91.7	8.3
60～69歳	12	8.3	91.7	-
70歳以上	12	8.3	91.7	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	12.0	84.0	4.0
40～59歳	24	4.2	91.7	4.2
60歳以上	24	8.3	91.7	-
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	12	8.3	91.7	-
40～59歳	12	8.3	83.3	8.3
60歳以上	12	16.7	83.3	-
女性 20～39歳	13	15.4	76.9	7.7
40～59歳	12	-	100.0	-
60歳以上	12	-	100.0	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	32	9.4	90.6	-
自営業主（家庭内職者を含む）	14	-	92.9	7.1
家族従業者	2	-	100.0	-
無職（主婦、学生を含む）	25	12.0	84.0	4.0
主婦	15	6.7	93.3	-
その他の無職	10	20.0	70.0	10.0
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	23	8.7	91.3	-
管理職	1	-	100.0	-
専門・技術職	10	-	100.0	-
事務職	12	16.7	83.3	-
販売・サービス・保安職	24	4.2	91.7	4.2
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	-	100.0	-
〔Q2 死刑制度の存廃〕				
廃止すべき（計）	6	100.0	-	-
死刑もやむを得ない（計）	65	-	100.0	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	100.0
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	100.0	-	-
死刑もやむを得ない	65	-	100.0	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	100.0
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	-	-	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 4

調査票B Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	該当数	どんな場合でも死刑は廃止すべき	場合によっては死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
【総数】	73	8.2	87.7	4.1
〔F1 性〕				
男性	36	8.3	86.1	5.6
女性	37	8.1	89.2	2.7
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	13	-	84.6	15.4
30～39歳	12	8.3	91.7	-
40～49歳	12	8.3	91.7	-
50～59歳	12	16.7	83.3	-
60～69歳	12	8.3	83.3	8.3
70歳以上	12	8.3	91.7	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	4.0	88.0	8.0
40～59歳	24	12.5	87.5	-
60歳以上	24	8.3	87.5	4.2
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	13	7.7	84.6	7.7
40～59歳	11	9.1	90.9	-
60歳以上	12	8.3	83.3	8.3
女性 20～39歳	12	-	91.7	8.3
40～59歳	13	15.4	84.6	-
60歳以上	12	8.3	91.7	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	25	12.0	88.0	-
自営業主（家庭内職者を含む）	19	10.5	84.2	5.3
家族従業者	4	-	100.0	-
無職（主婦、学生を含む）	25	4.0	88.0	8.0
主婦	17	5.9	88.2	5.9
その他の無職	8	-	87.5	12.5
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	19	5.3	89.5	5.3
管理職	3	33.3	66.7	-
専門・技術職	8	-	87.5	12.5
事務職	8	-	100.0	-
販売・サービス・保安職	22	9.1	90.9	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	28.6	71.4	-
〔Q2 死刑制度の存廃〕				
廃止すべき（計）	6	100.0	-	-
死刑もやむを得ない（計）	64	-	100.0	-
わからない・一概に言えない	3	-	-	100.0
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	-	-	-	-
死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	100.0	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	-	100.0	-
わからない・一概に言えない	3	-	-	100.0

集計表 6

S Q a 2 [回答票3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますが、それともだんだんに死刑を減らしていったら、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。

	該当数	すぐに、全面的に廃止する	だんだん減らしていずれ廃止する	わからない
【総数】	12	41.7	58.3	-
[F1 性]				
男性	7	28.6	71.4	-
女性	5	60.0	40.0	-
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	1	100.0	-	-
30~39歳	3	33.3	66.7	-
40~49歳	2	-	100.0	-
50~59歳	2	50.0	50.0	-
60~69歳	2	100.0	-	-
70歳以上	2	-	100.0	-
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	4	50.0	50.0	-
40~59歳	4	25.0	75.0	-
60歳以上	4	50.0	50.0	-
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	2	50.0	50.0	-
40~59歳	2	-	100.0	-
60歳以上	3	33.3	66.7	-
女性 20~39歳	2	50.0	50.0	-
40~59歳	2	50.0	50.0	-
60歳以上	1	100.0	-	-
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	6	50.0	50.0	-
自営業主(家庭内職者を含む)	2	50.0	50.0	-
家族従業者	-	-	-	-
無職(主婦、学生を含む)	4	25.0	75.0	-
主婦	2	-	100.0	-
その他の無職	2	50.0	50.0	-
[F3 S Q a 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	3	100.0	-	-
管理職	1	100.0	-	-
専門・技術職	-	-	-	-
事務職	2	100.0	-	-
販売・サービス・保安職	3	33.3	66.7	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	2	-	100.0	-
[Q2 死刑制度の存廃]				
廃止すべき(計)	12	41.7	58.3	-
死刑もやむを得ない(計)	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-
[調査票A Q2 死刑制度の存廃]				
死刑は廃止すべきである	6	50.0	50.0	-
死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	33.3	66.7	-
場合によっては死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 8

S Q b 2 [回答票5] 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。

	該当数	将来も死刑を廃止しない	状況変われば将来的に廃止してよい	わからない
【総数】	129	56.6	40.3	3.1
[F1 性]				
男性	62	54.8	43.5	1.6
女性	67	58.2	37.3	4.5
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	20	55.0	40.0	5.0
30~39歳	23	60.9	39.1	-
40~49歳	22	40.9	59.1	-
50~59歳	21	57.1	38.1	4.8
60~69歳	21	71.4	23.8	4.8
70歳以上	22	54.5	40.9	4.5
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	43	58.1	39.5	2.3
40~59歳	43	48.8	48.8	2.3
60歳以上	43	62.8	32.6	4.7
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	22	54.5	45.5	-
40~59歳	20	40.0	55.0	5.0
60歳以上	20	70.0	30.0	-
女性 20~39歳	21	61.9	33.3	4.8
40~59歳	23	56.5	43.5	-
60歳以上	23	56.5	34.8	8.7
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	51	54.9	43.1	2.0
自営業主(家庭内職者を含む)	29	55.2	41.4	3.4
家族従業者	6	33.3	66.7	-
無職(主婦、学生を含む)	43	62.8	32.6	4.7
主婦	29	62.1	34.5	3.4
その他の無職	14	64.3	28.6	7.1
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	38	52.6	44.7	2.6
管理職	3	33.3	66.7	-
専門・技術職	17	58.8	35.3	5.9
事務職	18	50.0	50.0	-
販売・サービス・保安職	42	54.8	42.9	2.4
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	6	50.0	50.0	-
[Q2 死刑制度の存廃]				
廃止すべき(計)	-	-	-	-
死刑もやむを得ない(計)	129	56.6	40.3	3.1
わからない・一概に言えない	-	-	-	-
[調査票A Q2 死刑制度の存廃]				
死刑は廃止すべきである	-	-	-	-
死刑もやむを得ない	65	60.0	38.5	1.5
わからない・一概に言えない	-	-	-	-
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	-	-	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	53.1	42.2	4.7
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 9

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

	総数	増える	増えない	わからない・一概には言えない
【総数】	146	56.2	17.1	26.7
[F1 性]				
男性	72	52.8	20.8	26.4
女性	74	59.5	13.5	27.0
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	24	45.8	25.0	29.2
30~39歳	26	50.0	26.9	23.1
40~49歳	24	41.7	20.8	37.5
50~59歳	24	62.5	8.3	29.2
60~69歳	24	54.2	20.8	25.0
70歳以上	24	83.3	-	16.7
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	50	48.0	26.0	26.0
40~59歳	48	52.1	14.6	33.3
60歳以上	48	68.8	10.4	20.8
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	25	44.0	28.0	28.0
40~59歳	23	47.8	21.7	30.4
60歳以上	24	66.7	12.5	20.8
女性 20~39歳	25	52.0	24.0	24.0
40~59歳	25	56.0	8.0	36.0
60歳以上	24	70.8	8.3	20.8
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	57	63.2	21.1	15.8
自営業主(家庭内職者を含む)	33	54.5	15.2	30.3
家族従業者	6	66.7	-	33.3
無職(主婦、学生を含む)	50	48.0	16.0	36.0
主婦	32	46.9	15.6	37.5
その他の無職	18	50.0	16.7	33.3
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	42	59.5	21.4	19.0
管理職	4	75.0	25.0	-
専門・技術職	18	55.6	27.8	16.7
事務職	20	60.0	15.0	25.0
販売・サービス・保安職	46	60.9	17.4	21.7
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	8	62.5	-	37.5
[Q2 死刑制度の存廃]				
廃止すべき(計)	12	33.3	16.7	50.0
死刑もやむを得ない(計)	129	59.7	16.3	24.0
わからない・一概に言えない	5	20.0	40.0	40.0
[調査票A Q2 死刑制度の存廃]				
死刑は廃止すべきである	6	16.7	33.3	50.0
死刑もやむを得ない	65	64.6	13.8	21.5
わからない・一概に言えない	2	50.0	-	50.0

集計表 9

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

	総数	増える	増えない	わからない・一概には言えない
【総数】	146	56.2	17.1	26.7
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	50.0	-	50.0
場合によっては死刑もやむを得ない	64	54.7	18.8	26.6
わからない・一概に言えない	3	-	66.7	33.3

集計表 10

【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4〔回答票6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いか。

	総数	死刑を廃止した方がよい	死刑を廃止しない方がよい	わからない・一概には言えない
【総数】	146	37.0	54.1	8.9
〔F1 性〕				
男性	72	30.6	59.7	9.7
女性	74	43.2	48.6	8.1
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	24	25.0	66.7	8.3
30～39歳	26	26.9	61.5	11.5
40～49歳	24	25.0	58.3	16.7
50～59歳	24	50.0	45.8	4.2
60～69歳	24	37.5	54.2	8.3
70歳以上	24	58.3	37.5	4.2
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	50	26.0	64.0	10.0
40～59歳	48	37.5	52.1	10.4
60歳以上	48	47.9	45.8	6.3
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	25	16.0	72.0	12.0
40～59歳	23	39.1	52.2	8.7
60歳以上	24	37.5	54.2	8.3
女性 20～39歳	25	36.0	56.0	8.0
40～59歳	25	36.0	52.0	12.0
60歳以上	24	58.3	37.5	4.2
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	57	29.8	63.2	7.0
自営業主（家庭内職者を含む）	33	33.3	57.6	9.1
家族従業者	6	50.0	50.0	-
無職（主婦、学生を含む）	50	46.0	42.0	12.0
主婦	32	46.9	40.6	12.5
その他の無職	18	44.4	44.4	11.1
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	42	26.2	61.9	11.9
管理職	4	25.0	75.0	-
専門・技術職	18	16.7	55.6	27.8
事務職	20	35.0	65.0	-
販売・サービス・保安職	46	34.8	60.9	4.3
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	8	50.0	50.0	-
〔Q2 死刑制度の存廃〕				
廃止すべき（計）	12	83.3	8.3	8.3
死刑もやむを得ない（計）	129	33.3	58.9	7.8
わからない・一概に言えない	5	20.0	40.0	40.0
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	83.3	-	16.7
死刑もやむを得ない	65	29.2	63.1	7.7
わからない・一概に言えない	2	50.0	-	50.0

集計表 10

【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放されない場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4〔回答票6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思えますか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思えますか。

	総数	死刑を廃止した方がよい	死刑を廃止しない方がよい	わからない・一概には言えない
【総数】	146	37.0	54.1	8.9
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	83.3	16.7	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	37.5	54.7	7.8
わからない・一概に言えない	3	-	66.7	33.3

集計表 11

〔Q2 死刑制度の存廃×Q4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃〕

	総数	Q2 廃止すべき× Q4 廃止がよい	Q2 廃止すべき× Q4 廃止しない	Q2 廃止すべき× Q4 わからない	Q2 やむを得ない× Q4 廃止がよい	Q2 やむを得ない× Q4 廃止しない	Q2 やむを得ない× Q4 わからない	Q2 わからない× Q4 廃止がよい	Q2 わからない× Q4 廃止しない	Q2 わからない× Q4 わからない
【 総 数 】	146	6.8	0.7	0.7	29.5	52.1	6.8	0.7	1.4	1.4
〔F1 性〕										
男性	72	8.3	-	1.4	20.8	58.3	6.9	1.4	1.4	1.4
女性	74	5.4	1.4	-	37.8	45.9	6.8	-	1.4	1.4
〔F2 年齢（6区分）〕										
20～29歳	24	4.2	-	-	20.8	58.3	4.2	-	8.3	4.2
30～39歳	26	11.5	-	-	15.4	61.5	11.5	-	-	-
40～49歳	24	4.2	-	4.2	20.8	58.3	12.5	-	-	-
50～59歳	24	4.2	4.2	-	41.7	41.7	4.2	4.2	-	-
60～69歳	24	8.3	-	-	29.2	54.2	4.2	-	-	4.2
70歳以上	24	8.3	-	-	50.0	37.5	4.2	-	-	-
〔F2 年齢（3区分）〕										
20～39歳	50	8.0	-	-	18.0	60.0	8.0	-	4.0	2.0
40～59歳	48	4.2	2.1	2.1	31.3	50.0	8.3	2.1	-	-
60歳以上	48	8.3	-	-	39.6	45.8	4.2	-	-	2.1
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕										
男性 20～39歳	25	8.0	-	-	8.0	68.0	12.0	-	4.0	-
40～59歳	23	4.3	-	4.3	30.4	52.2	4.3	4.3	-	-
60歳以上	24	12.5	-	-	25.0	54.2	4.2	-	-	4.2
女性 20～39歳	25	8.0	-	-	28.0	52.0	4.0	-	4.0	4.0
40～59歳	25	4.0	4.0	-	32.0	48.0	12.0	-	-	-
60歳以上	24	4.2	-	-	54.2	37.5	4.2	-	-	-
〔F3 従業上の地位別〕										
雇用者（役員を含む）	57	7.0	1.8	1.8	22.8	61.4	5.3	-	-	-
自営業主（家庭内職者を含む）	33	6.1	-	-	24.2	57.6	6.1	3.0	-	3.0
家族従業者	6	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-
無職（主婦、学生を含む）	50	8.0	-	-	38.0	38.0	10.0	-	4.0	2.0
主婦	32	6.3	-	-	40.6	37.5	12.5	-	3.1	-
その他の無職	18	11.1	-	-	33.3	38.9	5.6	-	5.6	5.6
〔F3SQa 職業別〕										
管理・専門技術・事務職（小計）	42	4.8	2.4	-	21.4	59.5	9.5	-	-	2.4
管理職	4	-	25.0	-	25.0	50.0	-	-	-	-
専門・技術職	18	-	-	-	16.7	55.6	22.2	-	-	5.6
事務職	20	10.0	-	-	25.0	65.0	-	-	-	-
販売・サービス・保安職	46	4.3	-	2.2	28.3	60.9	2.2	2.2	-	-
農林漁業職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	8	25.0	-	-	25.0	50.0	-	-	-	-
〔Q2 死刑制度の存廃〕										
廃止すべき（計）	12	83.3	8.3	8.3	-	-	-	-	-	-
死刑もやむを得ない（計）	129	-	-	-	33.3	58.9	7.8	-	-	-
わからない・一概に言えない	5	-	-	-	-	-	-	20.0	40.0	40.0
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕										
死刑は廃止すべきである	6	83.3	-	16.7	-	-	-	-	-	-
死刑もやむを得ない	65	-	-	-	29.2	63.1	7.7	-	-	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	-	-	-	-	50.0	-	50.0
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕										
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	83.3	16.7	-	-	-	-	-	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	-	-	-	37.5	54.7	7.8	-	-	-
わからない・一概に言えない	3	-	-	-	-	-	-	-	66.7	33.3

-----条件-----

-----表題-----

集計表 1	----- (N)	1
Q 1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。	----- (N)	2
集計表 2	----- (N)	2
Q 2〔回答票 1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。	----- (N)	3
集計表 3	----- (N)	3
調査票 A Q 2〔回答票 1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。	----- (N)	4
集計表 4	----- (N)	4
調査票 B Q 2〔回答票 1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。	----- (N)	5
集計表 5	----- (N)	5
(Q 2で「死刑は廃止すべきである」と回答した方に)		
S Q a 1〔回答票 2〕「死刑は廃止すべきである」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつかあげてください。(M. A.)	----- (N)	7
集計表 6	----- (N)	7
S Q a 2〔回答票 3〕死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますか、それともだんだんに死刑を減らして行って、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。	----- (N)	8
集計表 7	----- (N)	8
(Q 2で「死刑もやむを得ない」と回答した方に)		
S Q b 1〔回答票 4〕「死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつかあげてください。(M. A.)	----- (N)	10
集計表 8	----- (N)	10
S Q b 2〔回答票 5〕将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。	----- (N)	11
集計表 9	----- (N)	11
(全員の方に)		
Q 3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。	----- (N)	13
集計表 10	----- (N)	13
【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。		
Q 4〔回答票 6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いますか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いますか。	----- (N)	15
集計表 11	----- (N)	15
〔Q 2 死刑制度の存廃×Q 4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃〕		

集計表 1

Q1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。

	総数	ある	ない
【 総 数 】	146	27	119
〔 F 1 性〕			
男性	72	15	57
女性	74	12	62
〔 F 2 年齢（6区分）〕			
20～29歳	24	4	20
30～39歳	26	2	24
40～49歳	24	4	20
50～59歳	24	5	19
60～69歳	24	7	17
70歳以上	24	5	19
〔 F 2 年齢（3区分）〕			
20～39歳	50	6	44
40～59歳	48	9	39
60歳以上	48	12	36
〔 F 1 × F 2 性・年齢（3区分）別〕			
男性 20～39歳	25	3	22
40～59歳	23	4	19
60歳以上	24	8	16
女性 20～39歳	25	3	22
40～59歳	25	5	20
60歳以上	24	4	20
〔 F 3 従業上の地位別〕			
雇用者（役員を含む）	57	9	48
自営業主（家庭内職者を含む）	33	7	26
家族従業者	6	3	3
無職（主婦、学生を含む）	50	8	42
主婦	32	5	27
その他の無職	18	3	15
〔 F 3 S Q a 職業別〕			
管理・専門技術・事務職（小計）	42	7	35
管理職	4	-	4
専門・技術職	18	3	15
事務職	20	4	16
販売・サービス・保安職	46	10	36
農林漁業職	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	8	2	6
〔 Q 2 死刑制度の存廃〕			
廃止すべき（計）	12	4	8
死刑もやむを得ない（計）	129	22	107
わからない・一概に言えない	5	1	4
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕			
死刑は廃止すべきである	6	2	4
死刑もやむを得ない	65	11	54
わからない・一概に言えない	2	-	2
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕			
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	2	4
場合によっては死刑もやむを得ない	64	11	53
わからない・一概に言えない	3	1	2

集計表 2

Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	総数	廃止すべき(計)	死刑もやむを得ない(計)	わからない・一概に言えない
【総数】	146	12	129	5
〔F1 性〕				
男性	72	7	62	3
女性	74	5	67	2
〔F2 年齢(6区分)〕				
20～29歳	24	1	20	3
30～39歳	26	3	23	-
40～49歳	24	2	22	-
50～59歳	24	2	21	1
60～69歳	24	2	21	1
70歳以上	24	2	22	-
〔F2 年齢(3区分)〕				
20～39歳	50	4	43	3
40～59歳	48	4	43	1
60歳以上	48	4	43	1
〔F1×F2 性・年齢(3区分)別〕				
男性 20～39歳	25	2	22	1
40～59歳	23	2	20	1
60歳以上	24	3	20	1
女性 20～39歳	25	2	21	2
40～59歳	25	2	23	-
60歳以上	24	1	23	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者(役員を含む)	57	6	51	-
自営業主(家庭内職者を含む)	33	2	29	2
家族従業者	6	-	6	-
無職(主婦、学生を含む)	50	4	43	3
主婦	32	2	29	1
その他の無職	18	2	14	2
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職(小計)	42	3	38	1
管理職	4	1	3	-
専門・技術職	18	-	17	1
事務職	20	2	18	-
販売・サービス・保安職	46	3	42	1
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	8	2	6	-
〔Q2 死刑制度の存廃〕				
廃止すべき(計)	12	12	-	-
死刑もやむを得ない(計)	129	-	129	-
わからない・一概に言えない	5	-	-	5
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	6	-	-
死刑もやむを得ない	65	-	65	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	2
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	6	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	-	64	-
わからない・一概に言えない	3	-	-	3

集計表 3

調査票A Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	該当数	死刑は廃止すべきである	死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
【総数】	73	6	65	2
〔F1 性〕				
男性	36	4	31	1
女性	37	2	34	1
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	11	1	9	1
30～39歳	14	2	12	-
40～49歳	12	1	11	-
50～59歳	12	-	11	1
60～69歳	12	1	11	-
70歳以上	12	1	11	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	3	21	1
40～59歳	24	1	22	1
60歳以上	24	2	22	-
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	12	1	11	-
40～59歳	12	1	10	1
60歳以上	12	2	10	-
女性 20～39歳	13	2	10	1
40～59歳	12	-	12	-
60歳以上	12	-	12	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	32	3	29	-
自営業主（家庭内職者を含む）	14	-	13	1
家族従業者	2	-	2	-
無職（主婦、学生を含む）	25	3	21	1
主婦	15	1	14	-
その他の無職	10	2	7	1
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	23	2	21	-
管理職	1	-	1	-
専門・技術職	10	-	10	-
事務職	12	2	10	-
販売・サービス・保安職	24	1	22	1
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	-	1	-
〔Q2 死刑制度の存廃〕				
廃止すべき（計）	6	6	-	-
死刑もやむを得ない（計）	65	-	65	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	2
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	6	-	-
死刑もやむを得ない	65	-	65	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	2
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	-	-	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 4

調査票B Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	該当数	どんな場合でも死刑は廃止すべき	場合によっては死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
【総数】	73	6	64	3
〔F1 性〕				
男性	36	3	31	2
女性	37	3	33	1
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	13	-	11	2
30～39歳	12	1	11	-
40～49歳	12	1	11	-
50～59歳	12	2	10	-
60～69歳	12	1	10	1
70歳以上	12	1	11	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	1	22	2
40～59歳	24	3	21	-
60歳以上	24	2	21	1
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	13	1	11	1
40～59歳	11	1	10	-
60歳以上	12	1	10	1
女性 20～39歳	12	-	11	1
40～59歳	13	2	11	-
60歳以上	12	1	11	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	25	3	22	-
自営業主（家庭内職者を含む）	19	2	16	1
家族従業者	4	-	4	-
無職（主婦、学生を含む）	25	1	22	2
主婦	17	1	15	1
その他の無職	8	-	7	1
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	19	1	17	1
管理職	3	1	2	-
専門・技術職	8	-	7	1
事務職	8	-	8	-
販売・サービス・保安職	22	2	20	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	2	5	-
〔Q2 死刑制度の存廃〕				
廃止すべき（計）	6	6	-	-
死刑もやむを得ない（計）	64	-	64	-
わからない・一概に言えない	3	-	-	3
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	-	-	-	-
死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	6	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	-	64	-
わからない・一概に言えない	3	-	-	3

集計表 6

S Q a 2 [回答票3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますが、それともだんだんに死刑を減らしていったら、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。

	該当数	すぐに、全面的に廃止する	だんだん減らしていずれ廃止する	わからない
【総数】	12	5	7	-
[F1 性]				
男性	7	2	5	-
女性	5	3	2	-
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	1	1	-	-
30~39歳	3	1	2	-
40~49歳	2	-	2	-
50~59歳	2	1	1	-
60~69歳	2	2	-	-
70歳以上	2	-	2	-
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	4	2	2	-
40~59歳	4	1	3	-
60歳以上	4	2	2	-
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	2	1	1	-
40~59歳	2	-	2	-
60歳以上	3	1	2	-
女性 20~39歳	2	1	1	-
40~59歳	2	1	1	-
60歳以上	1	1	-	-
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	6	3	3	-
自営業主(家庭内職者を含む)	2	1	1	-
家族従業者	-	-	-	-
無職(主婦、学生を含む)	4	1	3	-
主婦	2	-	2	-
その他の無職	2	1	1	-
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	3	3	-	-
管理職	1	1	-	-
専門・技術職	-	-	-	-
事務職	2	2	-	-
販売・サービス・保安職	3	1	2	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	2	-	2	-
[Q2 死刑制度の存廃]				
廃止すべき(計)	12	5	7	-
死刑もやむを得ない(計)	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-
[調査票A Q2 死刑制度の存廃]				
死刑は廃止すべきである	6	3	3	-
死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	2	4	-
場合によっては死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 8

S Q b 2 [回答票5] 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。

	該当数	将来も死刑を廃止しない	状況変われば将来的に廃止してよい	わからない
【総数】	129	73	52	4
[F1 性]				
男性	62	34	27	1
女性	67	39	25	3
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	20	11	8	1
30~39歳	23	14	9	-
40~49歳	22	9	13	-
50~59歳	21	12	8	1
60~69歳	21	15	5	1
70歳以上	22	12	9	1
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	43	25	17	1
40~59歳	43	21	21	1
60歳以上	43	27	14	2
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	22	12	10	-
40~59歳	20	8	11	1
60歳以上	20	14	6	-
女性 20~39歳	21	13	7	1
40~59歳	23	13	10	-
60歳以上	23	13	8	2
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	51	28	22	1
自営業主(家庭内職者を含む)	29	16	12	1
家族従業者	6	2	4	-
無職(主婦、学生を含む)	43	27	14	2
主婦	29	18	10	1
その他の無職	14	9	4	1
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	38	20	17	1
管理職	3	1	2	-
専門・技術職	17	10	6	1
事務職	18	9	9	-
販売・サービス・保安職	42	23	18	1
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	6	3	3	-
[Q2 死刑制度の存廃]				
廃止すべき(計)	-	-	-	-
死刑もやむを得ない(計)	129	73	52	4
わからない・一概に言えない	-	-	-	-
[調査票A Q2 死刑制度の存廃]				
死刑は廃止すべきである	-	-	-	-
死刑もやむを得ない	65	39	25	1
わからない・一概に言えない	-	-	-	-
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	-	-	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	34	27	3
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 9

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

	総数	増える	増えない	わからない・一概には言えない
【総数】	146	82	25	39
[F1 性]				
男性	72	38	15	19
女性	74	44	10	20
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	24	11	6	7
30~39歳	26	13	7	6
40~49歳	24	10	5	9
50~59歳	24	15	2	7
60~69歳	24	13	5	6
70歳以上	24	20	-	4
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	50	24	13	13
40~59歳	48	25	7	16
60歳以上	48	33	5	10
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	25	11	7	7
40~59歳	23	11	5	7
60歳以上	24	16	3	5
女性 20~39歳	25	13	6	6
40~59歳	25	14	2	9
60歳以上	24	17	2	5
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	57	36	12	9
自営業主(家庭内職者を含む)	33	18	5	10
家族従業者	6	4	-	2
無職(主婦、学生を含む)	50	24	8	18
主婦	32	15	5	12
その他の無職	18	9	3	6
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	42	25	9	8
管理職	4	3	1	-
専門・技術職	18	10	5	3
事務職	20	12	3	5
販売・サービス・保安職	46	28	8	10
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	8	5	-	3
[Q2 死刑制度の存廃]				
廃止すべき(計)	12	4	2	6
死刑もやむを得ない(計)	129	77	21	31
わからない・一概に言えない	5	1	2	2
[調査票A Q2 死刑制度の存廃]				
死刑は廃止すべきである	6	1	2	3
死刑もやむを得ない	65	42	9	14
わからない・一概に言えない	2	1	-	1

集計表 9

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたほど
 のようにお考えになりますか。

	総数	増える	増えない	わからない・一概には言えない
【総数】	146	82	25	39
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	3	-	3
場合によっては死刑もやむを得ない	64	35	12	17
わからない・一概に言えない	3	-	2	1

集計表 10

【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4〔回答票6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いか。

	総数	死刑を廃止した方がよい	死刑を廃止しない方がよい	わからない・一概には言えない
【総数】	146	54	79	13
〔F1 性〕				
男性	72	22	43	7
女性	74	32	36	6
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	24	6	16	2
30～39歳	26	7	16	3
40～49歳	24	6	14	4
50～59歳	24	12	11	1
60～69歳	24	9	13	2
70歳以上	24	14	9	1
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	50	13	32	5
40～59歳	48	18	25	5
60歳以上	48	23	22	3
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	25	4	18	3
40～59歳	23	9	12	2
60歳以上	24	9	13	2
女性 20～39歳	25	9	14	2
40～59歳	25	9	13	3
60歳以上	24	14	9	1
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	57	17	36	4
自営業主（家庭内職者を含む）	33	11	19	3
家族従業者	6	3	3	-
無職（主婦、学生を含む）	50	23	21	6
主婦	32	15	13	4
その他の無職	18	8	8	2
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	42	11	26	5
管理職	4	1	3	-
専門・技術職	18	3	10	5
事務職	20	7	13	-
販売・サービス・保安職	46	16	28	2
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	8	4	4	-
〔Q2 死刑制度の存廃〕				
廃止すべき（計）	12	10	1	1
死刑もやむを得ない（計）	129	43	76	10
わからない・一概に言えない	5	1	2	2
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	5	-	1
死刑もやむを得ない	65	19	41	5
わからない・一概に言えない	2	1	-	1

集計表 10

【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放されない場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4〔回答票6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いませんか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いませんか。

	総数	死刑を廃止した方がよい	死刑を廃止しない方がよい	わからない・一概には言えない
【総数】	146	54	79	13
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	5	1	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	24	35	5
わからない・一概に言えない	3	-	2	1

-----条件-----

-----表題-----

集計表 1	-----(%)	1
Q 1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。	-----(%)	2
集計表 2	-----(%)	2
調査票A Q 2 [回答票1] 死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。	-----(%)	3
集計表 3	-----(%)	3
(Q 2で「死刑は廃止すべきである」と回答した方に)		
S Q a 1 [回答票2] 「死刑は廃止すべきである」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。(M. A.)	-----(%)	4
集計表 4	-----(%)	4
S Q a 2 [回答票3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますか、それともだんだんに死刑を減らして行って、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。	-----(%)	5
集計表 5	-----(%)	5
(Q 2で「死刑もやむを得ない」と回答した方に)		
S Q b 1 [回答票4] 「死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。(M. A.)	-----(%)	6
集計表 6	-----(%)	6
S Q b 2 [回答票5] 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。	-----(%)	7
集計表 7	-----(%)	7
(全員の方に)		
Q 3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。	-----(%)	8
集計表 8	-----(%)	8
【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。		
Q 4 [回答票6] もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いますか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いますか。	-----(%)	9
集計表 9	-----(%)	9
[Q 2 死刑制度の存廃×Q 4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃]		

集計表 1

Q 1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。

	総数	ある	ない
【 総 数 】	73	17.8	82.2
〔 F 1 性〕			
男性	36	16.7	83.3
女性	37	18.9	81.1
〔 F 2 年齢（6区分）〕			
20～29歳	11	18.2	81.8
30～39歳	14	7.1	92.9
40～49歳	12	16.7	83.3
50～59歳	12	25.0	75.0
60～69歳	12	16.7	83.3
70歳以上	12	25.0	75.0
〔 F 2 年齢（3区分）〕			
20～39歳	25	12.0	88.0
40～59歳	24	20.8	79.2
60歳以上	24	20.8	79.2
〔 F 1 × F 2 性・年齢（3区分）別〕			
男性 20～39歳	12	8.3	91.7
40～59歳	12	16.7	83.3
60歳以上	12	25.0	75.0
女性 20～39歳	13	15.4	84.6
40～59歳	12	25.0	75.0
60歳以上	12	16.7	83.3
〔 F 3 従業上の地位別〕			
雇用者（役員を含む）	32	12.5	87.5
自営業主（家庭内職者を含む）	14	21.4	78.6
家族従業者	2	50.0	50.0
無職（主婦、学生を含む）	25	20.0	80.0
主婦	15	20.0	80.0
その他の無職	10	20.0	80.0
〔 F 3 S Q a 職業別〕			
管理・専門技術・事務職（小計）	23	13.0	87.0
管理職	1	-	100.0
専門・技術職	10	10.0	90.0
事務職	12	16.7	83.3
販売・サービス・保安職	24	20.8	79.2
農林漁業職	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	-	100.0
〔調査票 A Q 2 死刑制度の存廃〕			
死刑は廃止すべきである	6	33.3	66.7
死刑もやむを得ない	65	16.9	83.1
わからない・一概に言えない	2	-	100.0

集計表 2

調査票A Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	該当数	死刑は廃止すべきである	死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
【総数】	73	8.2	89.0	2.7
〔F1 性〕				
男性	36	11.1	86.1	2.8
女性	37	5.4	91.9	2.7
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	11	9.1	81.8	9.1
30～39歳	14	14.3	85.7	-
40～49歳	12	8.3	91.7	-
50～59歳	12	-	91.7	8.3
60～69歳	12	8.3	91.7	-
70歳以上	12	8.3	91.7	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	12.0	84.0	4.0
40～59歳	24	4.2	91.7	4.2
60歳以上	24	8.3	91.7	-
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	12	8.3	91.7	-
40～59歳	12	8.3	83.3	8.3
60歳以上	12	16.7	83.3	-
女性 20～39歳	13	15.4	76.9	7.7
40～59歳	12	-	100.0	-
60歳以上	12	-	100.0	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	32	9.4	90.6	-
自営業主（家庭内職者を含む）	14	-	92.9	7.1
家族従業者	2	-	100.0	-
無職（主婦、学生を含む）	25	12.0	84.0	4.0
主婦	15	6.7	93.3	-
その他の無職	10	20.0	70.0	10.0
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	23	8.7	91.3	-
管理職	1	-	100.0	-
専門・技術職	10	-	100.0	-
事務職	12	16.7	83.3	-
販売・サービス・保安職	24	4.2	91.7	4.2
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	-	100.0	-
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	100.0	-	-
死刑もやむを得ない	65	-	100.0	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	100.0

集計表 4

S Q a 2 [回答票 3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますが、それともだんだんに死刑を減らしていったら、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。

	該当数	すぐに、全面的に廃止する	だんだん減らしていずれ廃止する	わからない
【総数】	6	50.0	50.0	-
[F1 性]				
男性	4	50.0	50.0	-
女性	2	50.0	50.0	-
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	1	100.0	-	-
30~39歳	2	50.0	50.0	-
40~49歳	1	-	100.0	-
50~59歳	-	-	-	-
60~69歳	1	100.0	-	-
70歳以上	1	-	100.0	-
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	3	66.7	33.3	-
40~59歳	1	-	100.0	-
60歳以上	2	50.0	50.0	-
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	1	100.0	-	-
40~59歳	1	-	100.0	-
60歳以上	2	50.0	50.0	-
女性 20~39歳	2	50.0	50.0	-
40~59歳	-	-	-	-
60歳以上	-	-	-	-
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	3	66.7	33.3	-
自営業主(家庭内職者を含む)	-	-	-	-
家族従業者	-	-	-	-
無職(主婦、学生を含む)	3	33.3	66.7	-
主婦	1	-	100.0	-
その他の無職	2	50.0	50.0	-
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	2	100.0	-	-
管理職	-	-	-	-
専門・技術職	-	-	-	-
事務職	2	100.0	-	-
販売・サービス・保安職	1	-	100.0	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	-	-	-	-
[調査票 A Q2 死刑制度の存廃]				
死刑は廃止すべきである	6	50.0	50.0	-
死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 6

S Q b 2〔回答票5〕将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。

	該当数	将来も死刑を廃止しない	状況変われば将来的に廃止してよい	わからない
【総数】	65	60.0	38.5	1.5
〔F1 性〕				
男性	31	58.1	41.9	-
女性	34	61.8	35.3	2.9
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	9	77.8	22.2	-
30～39歳	12	66.7	33.3	-
40～49歳	11	54.5	45.5	-
50～59歳	11	54.5	45.5	-
60～69歳	11	54.5	36.4	9.1
70歳以上	11	54.5	45.5	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	21	71.4	28.6	-
40～59歳	22	54.5	45.5	-
60歳以上	22	54.5	40.9	4.5
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	11	63.6	36.4	-
40～59歳	10	60.0	40.0	-
60歳以上	10	50.0	50.0	-
女性 20～39歳	10	80.0	20.0	-
40～59歳	12	50.0	50.0	-
60歳以上	12	58.3	33.3	8.3
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	29	55.2	44.8	-
自営業主（家庭内職者を含む）	13	69.2	30.8	-
家族従業者	2	50.0	50.0	-
無職（主婦、学生を含む）	21	61.9	33.3	4.8
主婦	14	64.3	28.6	7.1
その他の無職	7	57.1	42.9	-
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	21	66.7	33.3	-
管理職	1	100.0	-	-
専門・技術職	10	70.0	30.0	-
事務職	10	60.0	40.0	-
販売・サービス・保安職	22	50.0	50.0	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	100.0	-	-
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	-	-	-	-
死刑もやむを得ない	65	60.0	38.5	1.5
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 7

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

	総数	増える	増えない	わからない・一概には言えない
【総数】	73	60.3	15.1	24.7
〔F1 性〕				
男性	36	58.3	13.9	27.8
女性	37	62.2	16.2	21.6
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	11	45.5	27.3	27.3
30～39歳	14	50.0	28.6	21.4
40～49歳	12	41.7	16.7	41.7
50～59歳	12	75.0	-	25.0
60～69歳	12	58.3	16.7	25.0
70歳以上	12	91.7	-	8.3
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	48.0	28.0	24.0
40～59歳	24	58.3	8.3	33.3
60歳以上	24	75.0	8.3	16.7
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	12	50.0	25.0	25.0
40～59歳	12	58.3	8.3	33.3
60歳以上	12	66.7	8.3	25.0
女性 20～39歳	13	46.2	30.8	23.1
40～59歳	12	58.3	8.3	33.3
60歳以上	12	83.3	8.3	8.3
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	32	59.4	25.0	15.6
自営業主（家庭内職者を含む）	14	64.3	-	35.7
家族従業者	2	100.0	-	-
無職（主婦、学生を含む）	25	56.0	12.0	32.0
主婦	15	60.0	13.3	26.7
その他の無職	10	50.0	10.0	40.0
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	23	69.6	8.7	21.7
管理職	1	100.0	-	-
専門・技術職	10	70.0	10.0	20.0
事務職	12	66.7	8.3	25.0
販売・サービス・保安職	24	58.3	25.0	16.7
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	-	-	100.0
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	16.7	33.3	50.0
死刑もやむを得ない	65	64.6	13.8	21.5
わからない・一概に言えない	2	50.0	-	50.0

集計表 8

【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4〔回答票6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いか。

	総数	死刑を廃止した方がよい	死刑を廃止しない方がよい	わからない・一概には言えない
【総数】	73	34.2	56.2	9.6
〔F1 性〕				
男性	36	30.6	61.1	8.3
女性	37	37.8	51.4	10.8
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	11	36.4	54.5	9.1
30～39歳	14	14.3	71.4	14.3
40～49歳	12	25.0	58.3	16.7
50～59歳	12	58.3	41.7	-
60～69歳	12	33.3	58.3	8.3
70歳以上	12	41.7	50.0	8.3
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	24.0	64.0	12.0
40～59歳	24	41.7	50.0	8.3
60歳以上	24	37.5	54.2	8.3
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	12	8.3	83.3	8.3
40～59歳	12	41.7	50.0	8.3
60歳以上	12	41.7	50.0	8.3
女性 20～39歳	13	38.5	46.2	15.4
40～59歳	12	41.7	50.0	8.3
60歳以上	12	33.3	58.3	8.3
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	32	28.1	62.5	9.4
自営業主（家庭内職者を含む）	14	35.7	57.1	7.1
家族従業者	2	50.0	50.0	-
無職（主婦、学生を含む）	25	40.0	48.0	12.0
主婦	15	33.3	53.3	13.3
その他の無職	10	50.0	40.0	10.0
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	23	26.1	60.9	13.0
管理職	1	-	100.0	-
専門・技術職	10	20.0	50.0	30.0
事務職	12	33.3	66.7	-
販売・サービス・保安職	24	33.3	62.5	4.2
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	100.0	-	-
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	83.3	-	16.7
死刑もやむを得ない	65	29.2	63.1	7.7
わからない・一概に言えない	2	50.0	-	50.0

集計表 9

〔Q2 死刑制度の存廃×Q4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃〕

	総数	Q2 廃止 すべき× Q4 廃止 がよい	Q2 廃止 すべき× Q4 廃止 しない	Q2 廃止 すべき× Q4 わか らない	Q2 やむ を得ない × Q4 廃 止がよい	Q2 やむ を得ない × Q4 廃 止しない	Q2 やむ を得ない × Q4 わ からない	Q2 わか らない× Q4 廃止 がよい	Q2 わか らない× Q4 廃止 しない	Q2 わか らない× Q4 わか らない
【 総 数 】	73	6.8	-	1.4	26.0	56.2	6.8	1.4	-	1.4
〔 F 1 性〕										
男性	36	8.3	-	2.8	19.4	61.1	5.6	2.8	-	-
女性	37	5.4	-	-	32.4	51.4	8.1	-	-	2.7
〔 F 2 年齢（6区分）〕										
20～29歳	11	9.1	-	-	27.3	54.5	-	-	-	9.1
30～39歳	14	14.3	-	-	-	71.4	14.3	-	-	-
40～49歳	12	-	-	8.3	25.0	58.3	8.3	-	-	-
50～59歳	12	-	-	-	50.0	41.7	-	8.3	-	-
60～69歳	12	8.3	-	-	25.0	58.3	8.3	-	-	-
70歳以上	12	8.3	-	-	33.3	50.0	8.3	-	-	-
〔 F 2 年齢（3区分）〕										
20～39歳	25	12.0	-	-	12.0	64.0	8.0	-	-	4.0
40～59歳	24	-	-	4.2	37.5	50.0	4.2	4.2	-	-
60歳以上	24	8.3	-	-	29.2	54.2	8.3	-	-	-
〔 F 1 × F 2 性・年齢（3区分） 別〕										
男性 20～39歳	12	8.3	-	-	-	83.3	8.3	-	-	-
40～59歳	12	-	-	8.3	33.3	50.0	-	8.3	-	-
60歳以上	12	16.7	-	-	25.0	50.0	8.3	-	-	-
女性 20～39歳	13	15.4	-	-	23.1	46.2	7.7	-	-	7.7
40～59歳	12	-	-	-	41.7	50.0	8.3	-	-	-
60歳以上	12	-	-	-	33.3	58.3	8.3	-	-	-
〔 F 3 従業上の地位別〕										
雇用者（役員を含む）	32	6.3	-	3.1	21.9	62.5	6.3	-	-	-
自営業主（家庭内職者を含む）	14	-	-	-	28.6	57.1	7.1	7.1	-	-
家族従業者	2	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-
無職（主婦、学生を含む）	25	12.0	-	-	28.0	48.0	8.0	-	-	4.0
主婦	15	6.7	-	-	26.7	53.3	13.3	-	-	-
その他の無職	10	20.0	-	-	30.0	40.0	-	-	-	10.0
〔 F 3 S Q a 職業別〕										
管理・専門技術・事務職（小計）	23	8.7	-	-	17.4	60.9	13.0	-	-	-
管理職	1	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-
専門・技術職	10	-	-	-	20.0	50.0	30.0	-	-	-
事務職	12	16.7	-	-	16.7	66.7	-	-	-	-
販売・サービス・保安職	24	-	-	4.2	29.2	62.5	-	4.2	-	-
農林漁業職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
〔調査票 A Q2 死刑制度の存廃〕										
死刑は廃止すべきである	6	83.3	-	16.7	-	-	-	-	-	-
死刑もやむを得ない	65	-	-	-	29.2	63.1	7.7	-	-	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	-	-	-	-	50.0	-	50.0

-----条件-----

-----表題-----

集計表 1	----- (N)	1
Q 1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。	----- (N)	2
集計表 2	----- (N)	2
調査票 A Q 2 [回答票 1] 死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。	----- (N)	3
集計表 3	----- (N)	3
(Q 2で「死刑は廃止すべきである」と回答した方に)		
S Q a 1 [回答票 2] 「死刑は廃止すべきである」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。(M. A.)	----- (N)	4
集計表 4	----- (N)	4
S Q a 2 [回答票 3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますか、それともだんだんに死刑を減らして行って、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。	----- (N)	5
集計表 5	----- (N)	5
(Q 2で「死刑もやむを得ない」と回答した方に)		
S Q b 1 [回答票 4] 「死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。(M. A.)	----- (N)	6
集計表 6	----- (N)	6
S Q b 2 [回答票 5] 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。	----- (N)	7
集計表 7	----- (N)	7
(全員の方に)		
Q 3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。	----- (N)	8
集計表 8	----- (N)	8
【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。		
Q 4 [回答票 6] もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いますか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いますか。	----- (N)	9
集計表 9	----- (N)	9
[Q 2 死刑制度の存廃 × Q 4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃]		

集計表 1

Q 1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。

	総数	ある	ない
【 総 数 】	73	13	60
〔 F 1 性〕			
男性	36	6	30
女性	37	7	30
〔 F 2 年齢（6区分）〕			
20～29歳	11	2	9
30～39歳	14	1	13
40～49歳	12	2	10
50～59歳	12	3	9
60～69歳	12	2	10
70歳以上	12	3	9
〔 F 2 年齢（3区分）〕			
20～39歳	25	3	22
40～59歳	24	5	19
60歳以上	24	5	19
〔 F 1 × F 2 性・年齢（3区分）別〕			
男性 20～39歳	12	1	11
40～59歳	12	2	10
60歳以上	12	3	9
女性 20～39歳	13	2	11
40～59歳	12	3	9
60歳以上	12	2	10
〔 F 3 従業上の地位別〕			
雇用者（役員を含む）	32	4	28
自営業主（家庭内職者を含む）	14	3	11
家族従業者	2	1	1
無職（主婦、学生を含む）	25	5	20
主婦	15	3	12
その他の無職	10	2	8
〔 F 3 S Q a 職業別〕			
管理・専門技術・事務職（小計）	23	3	20
管理職	1	-	1
専門・技術職	10	1	9
事務職	12	2	10
販売・サービス・保安職	24	5	19
農林漁業職	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	-	1
〔調査票 A Q 2 死刑制度の存廃〕			
死刑は廃止すべきである	6	2	4
死刑もやむを得ない	65	11	54
わからない・一概に言えない	2	-	2

集計表 2

調査票A Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	該当数	死刑は廃止すべきである	死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
【総数】	73	6	65	2
〔F1 性〕				
男性	36	4	31	1
女性	37	2	34	1
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	11	1	9	1
30～39歳	14	2	12	-
40～49歳	12	1	11	-
50～59歳	12	-	11	1
60～69歳	12	1	11	-
70歳以上	12	1	11	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	3	21	1
40～59歳	24	1	22	1
60歳以上	24	2	22	-
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	12	1	11	-
40～59歳	12	1	10	1
60歳以上	12	2	10	-
女性 20～39歳	13	2	10	1
40～59歳	12	-	12	-
60歳以上	12	-	12	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	32	3	29	-
自営業主（家庭内職者を含む）	14	-	13	1
家族従業者	2	-	2	-
無職（主婦、学生を含む）	25	3	21	1
主婦	15	1	14	-
その他の無職	10	2	7	1
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	23	2	21	-
管理職	1	-	1	-
専門・技術職	10	-	10	-
事務職	12	2	10	-
販売・サービス・保安職	24	1	22	1
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	-	1	-
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	6	-	-
死刑もやむを得ない	65	-	65	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	2

集計表 4

S Q a 2 [回答票3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますが、それともだんだんに死刑を減らしていったら、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。

	該当数	すぐに、全面的に廃止する	だんだん減らしていずれ廃止する	わからない
【総数】	6	3	3	-
[F1 性]				
男性	4	2	2	-
女性	2	1	1	-
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	1	1	-	-
30~39歳	2	1	1	-
40~49歳	1	-	1	-
50~59歳	-	-	-	-
60~69歳	1	1	-	-
70歳以上	1	-	1	-
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	3	2	1	-
40~59歳	1	-	1	-
60歳以上	2	1	1	-
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	1	1	-	-
40~59歳	1	-	1	-
60歳以上	2	1	1	-
女性 20~39歳	2	1	1	-
40~59歳	-	-	-	-
60歳以上	-	-	-	-
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	3	2	1	-
自営業主(家庭内職者を含む)	-	-	-	-
家族従業者	-	-	-	-
無職(主婦、学生を含む)	3	1	2	-
主婦	1	-	1	-
その他の無職	2	1	1	-
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	2	2	-	-
管理職	-	-	-	-
専門・技術職	-	-	-	-
事務職	2	2	-	-
販売・サービス・保安職	1	-	1	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	-	-	-	-
[調査票A Q2 死刑制度の存廃]				
死刑は廃止すべきである	6	3	3	-
死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 6

S Q b 2〔回答票5〕将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。

	該当数	将来も死刑を廃止しない	状況変われば将来的に廃止してよい	わからない
【総数】	65	39	25	1
〔F1 性〕				
男性	31	18	13	-
女性	34	21	12	1
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	9	7	2	-
30～39歳	12	8	4	-
40～49歳	11	6	5	-
50～59歳	11	6	5	-
60～69歳	11	6	4	1
70歳以上	11	6	5	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	21	15	6	-
40～59歳	22	12	10	-
60歳以上	22	12	9	1
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	11	7	4	-
40～59歳	10	6	4	-
60歳以上	10	5	5	-
女性 20～39歳	10	8	2	-
40～59歳	12	6	6	-
60歳以上	12	7	4	1
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	29	16	13	-
自営業主（家庭内職者を含む）	13	9	4	-
家族従業者	2	1	1	-
無職（主婦、学生を含む）	21	13	7	1
主婦	14	9	4	1
その他の無職	7	4	3	-
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	21	14	7	-
管理職	1	1	-	-
専門・技術職	10	7	3	-
事務職	10	6	4	-
販売・サービス・保安職	22	11	11	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	1	-	-
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	-	-	-	-
死刑もやむを得ない	65	39	25	1
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 7

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

	総数	増える	増えない	わからない・一概には言えない
【 総 数 】	73	44	11	18
〔 F 1 性〕				
男性	36	21	5	10
女性	37	23	6	8
〔 F 2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	11	5	3	3
30～39歳	14	7	4	3
40～49歳	12	5	2	5
50～59歳	12	9	-	3
60～69歳	12	7	2	3
70歳以上	12	11	-	1
〔 F 2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	12	7	6
40～59歳	24	14	2	8
60歳以上	24	18	2	4
〔 F 1 × F 2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	12	6	3	3
40～59歳	12	7	1	4
60歳以上	12	8	1	3
女性 20～39歳	13	6	4	3
40～59歳	12	7	1	4
60歳以上	12	10	1	1
〔 F 3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	32	19	8	5
自営業主（家庭内職者を含む）	14	9	-	5
家族従業者	2	2	-	-
無職（主婦、学生を含む）	25	14	3	8
主婦	15	9	2	4
その他の無職	10	5	1	4
〔 F 3 S Q a 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	23	16	2	5
管理職	1	1	-	-
専門・技術職	10	7	1	2
事務職	12	8	1	3
販売・サービス・保安職	24	14	6	4
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	-	-	1
〔調査票 A Q 2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	1	2	3
死刑もやむを得ない	65	42	9	14
わからない・一概に言えない	2	1	-	1

集計表 8

【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4〔回答票6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いか。

	総数	死刑を廃止した方がよい	死刑を廃止しない方がよい	わからない・一概には言えない
【総数】	73	25	41	7
〔F1 性〕				
男性	36	11	22	3
女性	37	14	19	4
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	11	4	6	1
30～39歳	14	2	10	2
40～49歳	12	3	7	2
50～59歳	12	7	5	-
60～69歳	12	4	7	1
70歳以上	12	5	6	1
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	6	16	3
40～59歳	24	10	12	2
60歳以上	24	9	13	2
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	12	1	10	1
40～59歳	12	5	6	1
60歳以上	12	5	6	1
女性 20～39歳	13	5	6	2
40～59歳	12	5	6	1
60歳以上	12	4	7	1
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	32	9	20	3
自営業主（家庭内職者を含む）	14	5	8	1
家族従業者	2	1	1	-
無職（主婦、学生を含む）	25	10	12	3
主婦	15	5	8	2
その他の無職	10	5	4	1
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	23	6	14	3
管理職	1	-	1	-
専門・技術職	10	2	5	3
事務職	12	4	8	-
販売・サービス・保安職	24	8	15	1
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	1	-	-
〔調査票A Q2 死刑制度の存廃〕				
死刑は廃止すべきである	6	5	-	1
死刑もやむを得ない	65	19	41	5
わからない・一概に言えない	2	1	-	1

集計表 9

〔Q2 死刑制度の存廃×Q4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃〕

	総数	Q2 廃止 すべき× Q4 廃止 がよい	Q2 廃止 すべき× Q4 廃止 しない	Q2 廃止 すべき× Q4 わか らない	Q2 やむ を得ない × Q4 廃 止がよい	Q2 やむ を得ない × Q4 廃 止しない	Q2 やむ を得ない × Q4 わ からない	Q2 わか らない× Q4 廃止 がよい	Q2 わか らない× Q4 廃止 しない	Q2 わか らない× Q4 わか らない
【 総 数 】	73	5	-	1	19	41	5	1	-	1
〔 F 1 性〕										
男性	36	3	-	1	7	22	2	1	-	-
女性	37	2	-	-	12	19	3	-	-	1
〔 F 2 年齢（6区分）〕										
20～29歳	11	1	-	-	3	6	-	-	-	1
30～39歳	14	2	-	-	-	10	2	-	-	-
40～49歳	12	-	-	1	3	7	1	-	-	-
50～59歳	12	-	-	-	6	5	-	1	-	-
60～69歳	12	1	-	-	3	7	1	-	-	-
70歳以上	12	1	-	-	4	6	1	-	-	-
〔 F 2 年齢（3区分）〕										
20～39歳	25	3	-	-	3	16	2	-	-	1
40～59歳	24	-	-	1	9	12	1	1	-	-
60歳以上	24	2	-	-	7	13	2	-	-	-
〔 F 1 × F 2 性・年齢（3区分） 別〕										
男性 20～39歳	12	1	-	-	-	10	1	-	-	-
40～59歳	12	-	-	1	4	6	-	1	-	-
60歳以上	12	2	-	-	3	6	1	-	-	-
女性 20～39歳	13	2	-	-	3	6	1	-	-	1
40～59歳	12	-	-	-	5	6	1	-	-	-
60歳以上	12	-	-	-	4	7	1	-	-	-
〔 F 3 従業上の地位別〕										
雇用者（役員を含む）	32	2	-	1	7	20	2	-	-	-
自営業主（家庭内職者を含む）	14	-	-	-	4	8	1	1	-	-
家族従業者	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-
無職（主婦、学生を含む）	25	3	-	-	7	12	2	-	-	1
主婦	15	1	-	-	4	8	2	-	-	-
その他の無職	10	2	-	-	3	4	-	-	-	1
〔 F 3 S Q a 職業別〕										
管理・専門技術・事務職（小計）	23	2	-	-	4	14	3	-	-	-
管理職	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
専門・技術職	10	-	-	-	2	5	3	-	-	-
事務職	12	2	-	-	2	8	-	-	-	-
販売・サービス・保安職	24	-	-	1	7	15	-	1	-	-
農林漁業職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
〔調査票 A Q2 死刑制度の存廃〕										
死刑は廃止すべきである	6	5	-	1	-	-	-	-	-	-
死刑もやむを得ない	65	-	-	-	19	41	5	-	-	-
わからない・一概に言えない	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1

-----条件-----

-----表題-----

集計表 1	-----(%)	1
Q 1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。	-----(%)	2
集計表 2	-----(%)	2
調査票B Q 2 [回答票1] 死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。	-----(%)	3
集計表 3	-----(%)	3
(Q 2で「死刑は廃止すべきである」と回答した方に)		
S Q a 1 [回答票2] 「死刑は廃止すべきである」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。(M. A.)	-----(%)	4
集計表 4	-----(%)	4
S Q a 2 [回答票3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますか、それともだんだんに死刑を減らして行って、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。	-----(%)	5
集計表 5	-----(%)	5
(Q 2で「死刑もやむを得ない」と回答した方に)		
S Q b 1 [回答票4] 「死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。(M. A.)	-----(%)	6
集計表 6	-----(%)	6
S Q b 2 [回答票5] 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。	-----(%)	7
集計表 7	-----(%)	7
(全員の方に)		
Q 3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。	-----(%)	8
集計表 8	-----(%)	8
【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。		
Q 4 [回答票6] もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いますか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いますか。	-----(%)	9
集計表 9	-----(%)	9
[Q 2 死刑制度の存廃×Q 4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃]		

集計表 1

Q1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。

	総数	ある	ない
【総数】	73	19.2	80.8
〔F1 性〕			
男性	36	25.0	75.0
女性	37	13.5	86.5
〔F2 年齢（6区分）〕			
20～29歳	13	15.4	84.6
30～39歳	12	8.3	91.7
40～49歳	12	16.7	83.3
50～59歳	12	16.7	83.3
60～69歳	12	41.7	58.3
70歳以上	12	16.7	83.3
〔F2 年齢（3区分）〕			
20～39歳	25	12.0	88.0
40～59歳	24	16.7	83.3
60歳以上	24	29.2	70.8
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕			
男性 20～39歳	13	15.4	84.6
40～59歳	11	18.2	81.8
60歳以上	12	41.7	58.3
女性 20～39歳	12	8.3	91.7
40～59歳	13	15.4	84.6
60歳以上	12	16.7	83.3
〔F3 従業上の地位別〕			
雇用者（役員を含む）	25	20.0	80.0
自営業主（家庭内職者を含む）	19	21.1	78.9
家族従業者	4	50.0	50.0
無職（主婦、学生を含む）	25	12.0	88.0
主婦	17	11.8	88.2
その他の無職	8	12.5	87.5
〔F3SQa 職業別〕			
管理・専門技術・事務職（小計）	19	21.1	78.9
管理職	3	-	100.0
専門・技術職	8	25.0	75.0
事務職	8	25.0	75.0
販売・サービス・保安職	22	22.7	77.3
農林漁業職	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	28.6	71.4
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕			
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	33.3	66.7
場合によっては死刑もやむを得ない	64	17.2	82.8
わからない・一概に言えない	3	33.3	66.7

集計表 2

調査票B Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	該当数	どんな場合でも死刑は廃止すべき	場合によっては死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
【総数】	73	8.2	87.7	4.1
〔F1 性〕				
男性	36	8.3	86.1	5.6
女性	37	8.1	89.2	2.7
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	13	-	84.6	15.4
30～39歳	12	8.3	91.7	-
40～49歳	12	8.3	91.7	-
50～59歳	12	16.7	83.3	-
60～69歳	12	8.3	83.3	8.3
70歳以上	12	8.3	91.7	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	4.0	88.0	8.0
40～59歳	24	12.5	87.5	-
60歳以上	24	8.3	87.5	4.2
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	13	7.7	84.6	7.7
40～59歳	11	9.1	90.9	-
60歳以上	12	8.3	83.3	8.3
女性 20～39歳	12	-	91.7	8.3
40～59歳	13	15.4	84.6	-
60歳以上	12	8.3	91.7	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	25	12.0	88.0	-
自営業主（家庭内職者を含む）	19	10.5	84.2	5.3
家族従業者	4	-	100.0	-
無職（主婦、学生を含む）	25	4.0	88.0	8.0
主婦	17	5.9	88.2	5.9
その他の無職	8	-	87.5	12.5
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	19	5.3	89.5	5.3
管理職	3	33.3	66.7	-
専門・技術職	8	-	87.5	12.5
事務職	8	-	100.0	-
販売・サービス・保安職	22	9.1	90.9	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	28.6	71.4	-
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	100.0	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	-	100.0	-
わからない・一概に言えない	3	-	-	100.0

集計表 4

S Q a 2 [回答票3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますが、それともだんだんに死刑を減らしていったら、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。

	該当数	すぐに、全面的に廃止する	だんだん減らしていずれ廃止する	わからない
【総数】	6	33.3	66.7	-
[F1 性]				
男性	3	-	100.0	-
女性	3	66.7	33.3	-
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	-	-	-	-
30~39歳	1	-	100.0	-
40~49歳	1	-	100.0	-
50~59歳	2	50.0	50.0	-
60~69歳	1	100.0	-	-
70歳以上	1	-	100.0	-
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	1	-	100.0	-
40~59歳	3	33.3	66.7	-
60歳以上	2	50.0	50.0	-
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	1	-	100.0	-
40~59歳	1	-	100.0	-
60歳以上	1	-	100.0	-
女性 20~39歳	-	-	-	-
40~59歳	2	50.0	50.0	-
60歳以上	1	100.0	-	-
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	3	33.3	66.7	-
自営業主(家庭内職者を含む)	2	50.0	50.0	-
家族従業者	-	-	-	-
無職(主婦、学生を含む)	1	-	100.0	-
主婦	1	-	100.0	-
その他の無職	-	-	-	-
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	1	100.0	-	-
管理職	1	100.0	-	-
専門・技術職	-	-	-	-
事務職	-	-	-	-
販売・サービス・保安職	2	50.0	50.0	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	2	-	100.0	-
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	33.3	66.7	-
場合によっては死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 6

S Q b 2 [回答票5] 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。

	該当数	将来も死刑を廃止しない	状況変われば将来的に廃止してよい	わからない
【総数】	64	53.1	42.2	4.7
[F1 性]				
男性	31	51.6	45.2	3.2
女性	33	54.5	39.4	6.1
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	11	36.4	54.5	9.1
30~39歳	11	54.5	45.5	-
40~49歳	11	27.3	72.7	-
50~59歳	10	60.0	30.0	10.0
60~69歳	10	90.0	10.0	-
70歳以上	11	54.5	36.4	9.1
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	22	45.5	50.0	4.5
40~59歳	21	42.9	52.4	4.8
60歳以上	21	71.4	23.8	4.8
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	11	45.5	54.5	-
40~59歳	10	20.0	70.0	10.0
60歳以上	10	90.0	10.0	-
女性 20~39歳	11	45.5	45.5	9.1
40~59歳	11	63.6	36.4	-
60歳以上	11	54.5	36.4	9.1
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	22	54.5	40.9	4.5
自営業主(家庭内職者を含む)	16	43.8	50.0	6.3
家族従業者	4	25.0	75.0	-
無職(主婦、学生を含む)	22	63.6	31.8	4.5
主婦	15	60.0	40.0	-
その他の無職	7	71.4	14.3	14.3
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	17	35.3	58.8	5.9
管理職	2	-	100.0	-
専門・技術職	7	42.9	42.9	14.3
事務職	8	37.5	62.5	-
販売・サービス・保安職	20	60.0	35.0	5.0
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	5	40.0	60.0	-
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	-	-	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	53.1	42.2	4.7
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 7

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

	総数	増える	増えない	わからない・一概には言えない
【総数】	73	52.1	19.2	28.8
[F1 性]				
男性	36	47.2	27.8	25.0
女性	37	56.8	10.8	32.4
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	13	46.2	23.1	30.8
30~39歳	12	50.0	25.0	25.0
40~49歳	12	41.7	25.0	33.3
50~59歳	12	50.0	16.7	33.3
60~69歳	12	50.0	25.0	25.0
70歳以上	12	75.0	-	25.0
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	25	48.0	24.0	28.0
40~59歳	24	45.8	20.8	33.3
60歳以上	24	62.5	12.5	25.0
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	13	38.5	30.8	30.8
40~59歳	11	36.4	36.4	27.3
60歳以上	12	66.7	16.7	16.7
女性 20~39歳	12	58.3	16.7	25.0
40~59歳	13	53.8	7.7	38.5
60歳以上	12	58.3	8.3	33.3
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	25	68.0	16.0	16.0
自営業主(家庭内職者を含む)	19	47.4	26.3	26.3
家族従業者	4	50.0	-	50.0
無職(主婦、学生を含む)	25	40.0	20.0	40.0
主婦	17	35.3	17.6	47.1
その他の無職	8	50.0	25.0	25.0
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	19	47.4	36.8	15.8
管理職	3	66.7	33.3	-
専門・技術職	8	37.5	50.0	12.5
事務職	8	50.0	25.0	25.0
販売・サービス・保安職	22	63.6	9.1	27.3
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	71.4	-	28.6
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	50.0	-	50.0
場合によっては死刑もやむを得ない	64	54.7	18.8	26.6
わからない・一概に言えない	3	-	66.7	33.3

集計表 8

【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4〔回答票6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いませんか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いませんか。

	総数	死刑を廃止した方がよい	死刑を廃止しない方がよい	わからない・一概には言えない
【総数】	73	39.7	52.1	8.2
〔F1 性〕				
男性	36	30.6	58.3	11.1
女性	37	48.6	45.9	5.4
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	13	15.4	76.9	7.7
30～39歳	12	41.7	50.0	8.3
40～49歳	12	25.0	58.3	16.7
50～59歳	12	41.7	50.0	8.3
60～69歳	12	41.7	50.0	8.3
70歳以上	12	75.0	25.0	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	28.0	64.0	8.0
40～59歳	24	33.3	54.2	12.5
60歳以上	24	58.3	37.5	4.2
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	13	23.1	61.5	15.4
40～59歳	11	36.4	54.5	9.1
60歳以上	12	33.3	58.3	8.3
女性 20～39歳	12	33.3	66.7	-
40～59歳	13	30.8	53.8	15.4
60歳以上	12	83.3	16.7	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	25	32.0	64.0	4.0
自営業主（家庭内職者を含む）	19	31.6	57.9	10.5
家族従業者	4	50.0	50.0	-
無職（主婦、学生を含む）	25	52.0	36.0	12.0
主婦	17	58.8	29.4	11.8
その他の無職	8	37.5	50.0	12.5
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	19	26.3	63.2	10.5
管理職	3	33.3	66.7	-
専門・技術職	8	12.5	62.5	25.0
事務職	8	37.5	62.5	-
販売・サービス・保安職	22	36.4	59.1	4.5
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	42.9	57.1	-
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	83.3	16.7	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	37.5	54.7	7.8
わからない・一概に言えない	3	-	66.7	33.3

集計表 9

〔Q2 死刑制度の存廃×Q4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃〕

	総数	Q2 廃止 すべき× Q4 廃止 がよい	Q2 廃止 すべき× Q4 廃止 しない	Q2 廃止 すべき× Q4 わか らない	Q2 やむ を得ない × Q4 廃 止がよい	Q2 やむ を得ない × Q4 廃 止しない	Q2 やむ を得ない × Q4 わ からない	Q2 わか らない× Q4 廃止 がよい	Q2 わか らない× Q4 廃止 しない	Q2 わか らない× Q4 わか らない
【 総 数 】	73	6.8	1.4	-	32.9	47.9	6.8	-	2.7	1.4
〔F1 性〕										
男性	36	8.3	-	-	22.2	55.6	8.3	-	2.8	2.8
女性	37	5.4	2.7	-	43.2	40.5	5.4	-	2.7	-
〔F2 年齢（6区分）〕										
20～29歳	13	-	-	-	15.4	61.5	7.7	-	15.4	-
30～39歳	12	8.3	-	-	33.3	50.0	8.3	-	-	-
40～49歳	12	8.3	-	-	16.7	58.3	16.7	-	-	-
50～59歳	12	8.3	8.3	-	33.3	41.7	8.3	-	-	-
60～69歳	12	8.3	-	-	33.3	50.0	-	-	-	8.3
70歳以上	12	8.3	-	-	66.7	25.0	-	-	-	-
〔F2 年齢（3区分）〕										
20～39歳	25	4.0	-	-	24.0	56.0	8.0	-	8.0	-
40～59歳	24	8.3	4.2	-	25.0	50.0	12.5	-	-	-
60歳以上	24	8.3	-	-	50.0	37.5	-	-	-	4.2
〔F1×F2 性・年齢（3区分） 別〕										
男性 20～39歳	13	7.7	-	-	15.4	53.8	15.4	-	7.7	-
40～59歳	11	9.1	-	-	27.3	54.5	9.1	-	-	-
60歳以上	12	8.3	-	-	25.0	58.3	-	-	-	8.3
女性 20～39歳	12	-	-	-	33.3	58.3	-	-	8.3	-
40～59歳	13	7.7	7.7	-	23.1	46.2	15.4	-	-	-
60歳以上	12	8.3	-	-	75.0	16.7	-	-	-	-
〔F3 従業上の地位別〕										
雇用者（役員を含む）	25	8.0	4.0	-	24.0	60.0	4.0	-	-	-
自営業主（家庭内職者を含む）	19	10.5	-	-	21.1	57.9	5.3	-	-	5.3
家族従業者	4	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-
無職（主婦、学生を含む）	25	4.0	-	-	48.0	28.0	12.0	-	8.0	-
主婦	17	5.9	-	-	52.9	23.5	11.8	-	5.9	-
その他の無職	8	-	-	-	37.5	37.5	12.5	-	12.5	-
〔F3SQa 職業別〕										
管理・専門技術・事務職（小計）	19	-	5.3	-	26.3	57.9	5.3	-	-	5.3
管理職	3	-	33.3	-	33.3	33.3	-	-	-	-
専門・技術職	8	-	-	-	12.5	62.5	12.5	-	-	12.5
事務職	8	-	-	-	37.5	62.5	-	-	-	-
販売・サービス・保安職	22	9.1	-	-	27.3	59.1	4.5	-	-	-
農林漁業職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	28.6	-	-	14.3	57.1	-	-	-	-
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕										
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	83.3	16.7	-	-	-	-	-	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	-	-	-	37.5	54.7	7.8	-	-	-
わからない・一概に言えない	3	-	-	-	-	-	-	-	66.7	33.3

-----条件-----

-----表 題-----

集計表 1	----- (N)	1
Q 1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。	----- (N)	2
集計表 2	----- (N)	2
調査票B Q 2 [回答票1] 死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。	----- (N)	3
集計表 3	----- (N)	3
(Q 2で「死刑は廃止すべきである」と回答した方に)		
S Q a 1 [回答票2] 「死刑は廃止すべきである」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。(M. A.)	----- (N)	4
集計表 4	----- (N)	4
S Q a 2 [回答票3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますか、それともだんだんに死刑を減らして行って、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。	----- (N)	5
集計表 5	----- (N)	5
(Q 2で「死刑もやむを得ない」と回答した方に)		
S Q b 1 [回答票4] 「死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。(M. A.)	----- (N)	6
集計表 6	----- (N)	6
S Q b 2 [回答票5] 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。	----- (N)	7
集計表 7	----- (N)	7
(全員の方に)		
Q 3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。	----- (N)	8
集計表 8	----- (N)	8
【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。		
Q 4 [回答票6] もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いますか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いますか。	----- (N)	9
集計表 9	----- (N)	9
[Q 2 死刑制度の存廃×Q 4 終身刑導入の場合の死刑制度の存廃]		

集計表 1

Q1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。

	総数	ある	ない
【 総 数 】	73	14	59
〔 F 1 性〕			
男性	36	9	27
女性	37	5	32
〔 F 2 年齢（6区分）〕			
20～29歳	13	2	11
30～39歳	12	1	11
40～49歳	12	2	10
50～59歳	12	2	10
60～69歳	12	5	7
70歳以上	12	2	10
〔 F 2 年齢（3区分）〕			
20～39歳	25	3	22
40～59歳	24	4	20
60歳以上	24	7	17
〔 F 1 × F 2 性・年齢（3区分）別〕			
男性 20～39歳	13	2	11
40～59歳	11	2	9
60歳以上	12	5	7
女性 20～39歳	12	1	11
40～59歳	13	2	11
60歳以上	12	2	10
〔 F 3 従業上の地位別〕			
雇用者（役員を含む）	25	5	20
自営業主（家庭内職者を含む）	19	4	15
家族従業者	4	2	2
無職（主婦、学生を含む）	25	3	22
主婦	17	2	15
その他の無職	8	1	7
〔 F 3 S Q a 職業別〕			
管理・専門技術・事務職（小計）	19	4	15
管理職	3	-	3
専門・技術職	8	2	6
事務職	8	2	6
販売・サービス・保安職	22	5	17
農林漁業職	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	2	5
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕			
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	2	4
場合によっては死刑もやむを得ない	64	11	53
わからない・一概に言えない	3	1	2

集計表 2

調査票B Q2〔回答票1〕死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

	該当数	どんな場合でも死刑は廃止すべき	場合によっては死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
【総数】	73	6	64	3
〔F1 性〕				
男性	36	3	31	2
女性	37	3	33	1
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	13	-	11	2
30～39歳	12	1	11	-
40～49歳	12	1	11	-
50～59歳	12	2	10	-
60～69歳	12	1	10	1
70歳以上	12	1	11	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	1	22	2
40～59歳	24	3	21	-
60歳以上	24	2	21	1
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	13	1	11	1
40～59歳	11	1	10	-
60歳以上	12	1	10	1
女性 20～39歳	12	-	11	1
40～59歳	13	2	11	-
60歳以上	12	1	11	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	25	3	22	-
自営業主（家庭内職者を含む）	19	2	16	1
家族従業者	4	-	4	-
無職（主婦、学生を含む）	25	1	22	2
主婦	17	1	15	1
その他の無職	8	-	7	1
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	19	1	17	1
管理職	3	1	2	-
専門・技術職	8	-	7	1
事務職	8	-	8	-
販売・サービス・保安職	22	2	20	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	2	5	-
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	6	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	-	64	-
わからない・一概に言えない	3	-	-	3

集計表 4

S Q a 2 [回答票3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますが、それともだんだんに死刑を減らしていったら、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いますか。

	該当数	すぐに、全面的に廃止する	だんだん減らしていずれ廃止する	わからない
【総数】	6	2	4	-
[F1 性]				
男性	3	-	3	-
女性	3	2	1	-
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	-	-	-	-
30~39歳	1	-	1	-
40~49歳	1	-	1	-
50~59歳	2	1	1	-
60~69歳	1	1	-	-
70歳以上	1	-	1	-
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	1	-	1	-
40~59歳	3	1	2	-
60歳以上	2	1	1	-
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	1	-	1	-
40~59歳	1	-	1	-
60歳以上	1	-	1	-
女性 20~39歳	-	-	-	-
40~59歳	2	1	1	-
60歳以上	1	1	-	-
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	3	1	2	-
自営業主(家庭内職者を含む)	2	1	1	-
家族従業者	-	-	-	-
無職(主婦、学生を含む)	1	-	1	-
主婦	1	-	1	-
その他の無職	-	-	-	-
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	1	1	-	-
管理職	1	1	-	-
専門・技術職	-	-	-	-
事務職	-	-	-	-
販売・サービス・保安職	2	1	1	-
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	2	-	2	-
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	2	4	-
場合によっては死刑もやむを得ない	-	-	-	-
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 6

S Q b 2 [回答票5] 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。

	該当数	将来も死刑を廃止しない	状況変われば将来的に廃止してよい	わからない
【総数】	64	34	27	3
[F1 性]				
男性	31	16	14	1
女性	33	18	13	2
[F2 年齢(6区分)]				
20~29歳	11	4	6	1
30~39歳	11	6	5	-
40~49歳	11	3	8	-
50~59歳	10	6	3	1
60~69歳	10	9	1	-
70歳以上	11	6	4	1
[F2 年齢(3区分)]				
20~39歳	22	10	11	1
40~59歳	21	9	11	1
60歳以上	21	15	5	1
[F1×F2 性・年齢(3区分)別]				
男性 20~39歳	11	5	6	-
40~59歳	10	2	7	1
60歳以上	10	9	1	-
女性 20~39歳	11	5	5	1
40~59歳	11	7	4	-
60歳以上	11	6	4	1
[F3 従業上の地位別]				
雇用者(役員を含む)	22	12	9	1
自営業主(家庭内職者を含む)	16	7	8	1
家族従業者	4	1	3	-
無職(主婦、学生を含む)	22	14	7	1
主婦	15	9	6	-
その他の無職	7	5	1	1
[F3SQa 職業別]				
管理・専門技術・事務職(小計)	17	6	10	1
管理職	2	-	2	-
専門・技術職	7	3	3	1
事務職	8	3	5	-
販売・サービス・保安職	20	12	7	1
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	5	2	3	-
[調査票B Q2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	-	-	-	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	34	27	3
わからない・一概に言えない	-	-	-	-

集計表 7

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

	総数	増える	増えない	わからない・一概には言えない
【 総 数 】	73	38	14	21
[F 1 性]				
男性	36	17	10	9
女性	37	21	4	12
[F 2 年齢 (6 区分)]				
20~29歳	13	6	3	4
30~39歳	12	6	3	3
40~49歳	12	5	3	4
50~59歳	12	6	2	4
60~69歳	12	6	3	3
70歳以上	12	9	-	3
[F 2 年齢 (3 区分)]				
20~39歳	25	12	6	7
40~59歳	24	11	5	8
60歳以上	24	15	3	6
[F 1 × F 2 性・年齢 (3 区分) 別]				
男性 20~39歳	13	5	4	4
40~59歳	11	4	4	3
60歳以上	12	8	2	2
女性 20~39歳	12	7	2	3
40~59歳	13	7	1	5
60歳以上	12	7	1	4
[F 3 従業上の地位別]				
雇用者 (役員を含む)	25	17	4	4
自営業主 (家庭内職者を含む)	19	9	5	5
家族従業者	4	2	-	2
無職 (主婦、学生を含む)	25	10	5	10
主婦	17	6	3	8
その他の無職	8	4	2	2
[F 3 S Q a 職業別]				
管理・専門技術・事務職 (小計)	19	9	7	3
管理職	3	2	1	-
専門・技術職	8	3	4	1
事務職	8	4	2	2
販売・サービス・保安職	22	14	2	6
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	5	-	2
[調査票 B Q 2 死刑制度の存廃]				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	3	-	3
場合によっては死刑もやむを得ない	64	35	12	17
わからない・一概に言えない	3	-	2	1

集計表 8

【資料】現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所に入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される場合があります。これに対して、仮釈放される場合がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。

Q4〔回答票6〕もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよいと思いか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いか。

	総数	死刑を廃止した方がよい	死刑を廃止しない方がよい	わからない・一概には言えない
【総数】	73	29	38	6
〔F1 性〕				
男性	36	11	21	4
女性	37	18	17	2
〔F2 年齢（6区分）〕				
20～29歳	13	2	10	1
30～39歳	12	5	6	1
40～49歳	12	3	7	2
50～59歳	12	5	6	1
60～69歳	12	5	6	1
70歳以上	12	9	3	-
〔F2 年齢（3区分）〕				
20～39歳	25	7	16	2
40～59歳	24	8	13	3
60歳以上	24	14	9	1
〔F1×F2 性・年齢（3区分）別〕				
男性 20～39歳	13	3	8	2
40～59歳	11	4	6	1
60歳以上	12	4	7	1
女性 20～39歳	12	4	8	-
40～59歳	13	4	7	2
60歳以上	12	10	2	-
〔F3 従業上の地位別〕				
雇用者（役員を含む）	25	8	16	1
自営業主（家庭内職者を含む）	19	6	11	2
家族従業者	4	2	2	-
無職（主婦、学生を含む）	25	13	9	3
主婦	17	10	5	2
その他の無職	8	3	4	1
〔F3SQa 職業別〕				
管理・専門技術・事務職（小計）	19	5	12	2
管理職	3	1	2	-
専門・技術職	8	1	5	2
事務職	8	3	5	-
販売・サービス・保安職	22	8	13	1
農林漁業職	-	-	-	-
生産・輸送・建設・労務職	7	3	4	-
〔調査票B Q2 死刑制度の存廃〕				
どんな場合でも死刑は廃止すべき	6	5	1	-
場合によっては死刑もやむを得ない	64	24	35	5
わからない・一概に言えない	3	-	2	1

ID

Q2 SQa1

10113 国際的に見ても日本は遅れている。